

2024 年 9 月 25 日

NACCS 協議会 議事次第

1 開催日時

2024 年 9 月 25 日（水）10：00～11：00

2 議事

（1）第 7 次 NACCS 更改に関する情報紹介

（2）事前募集した質問への回答

（3）連絡事項

- ・ MPN センタ更改に伴うリアルタイム口座振替サービスの休止について
- ・ 業務紹介（業務状況等分析・貿易関連書類電子保管・NACCS 情報プラザ）
- ・ その他（第 7 次 NACCS 更改に向けたフォローアップ等）

（4）質疑応答

3 その他

終了後にアンケート調査を実施いたします。協議会終了後にアンケートを送付しますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

以上

第7次NACCS更改に関する情報紹介

(2024年9月NACCS協議会用)



詳細仕様のポイント

<デジタル証明書>

1-1. デジタル証明書

共通 航空 第19,24回WG 基本Ⅱ-6 第7次NACCSにおける認証方法（1）

第7次NACCSでは多要素認証を引き続き採用し、認証方法は複数の認証方法を比較・検討した結果、現行システム（第6次NACCS）での実績を鑑み、『デジタル証明書』による認証を行う。

詳細仕様検討結果

多要素認証方法	検討結果
デジタル証明書	現行システムにて提供しているnetNACCS、WebNACCSへの対応に加え、第7次NACCSで新たに対応するモバイル対応、インターネット経由の自社システム接続（netAPI）にも対応が可能であり、実績のある認証方法である。

第7次NACCSにおいてもデジタル証明書を採用するにあたり、各課題について、以下の対策を講じる。

No.	課題	対策
1	インストール・更新作業が煩雑で、手間がかかる。	「1年ごとの更新」の期間を見直し、デジタル証明書の有効期限を発行日から5年とする。これにより、更新の頻度を少なくし、NACCS利用における利用者様のご負担の軽減を図る。
2	1年ごとの更新に手間がかかる。	
3	スマートフォンからのWebNACCS利用ができない。	iOSやAndroid OSへ対応し、スマートフォンからの利用を可能とする。
4	Windows OSにしかインストールできない。	
5	システム管理者権限でなければインストールできない。	一般の権限によるツールのインストールを可能とする。
6	再発行の際に1営業日かかる。	即時の再発行を可能とする。（土、日、祝も可能とする）

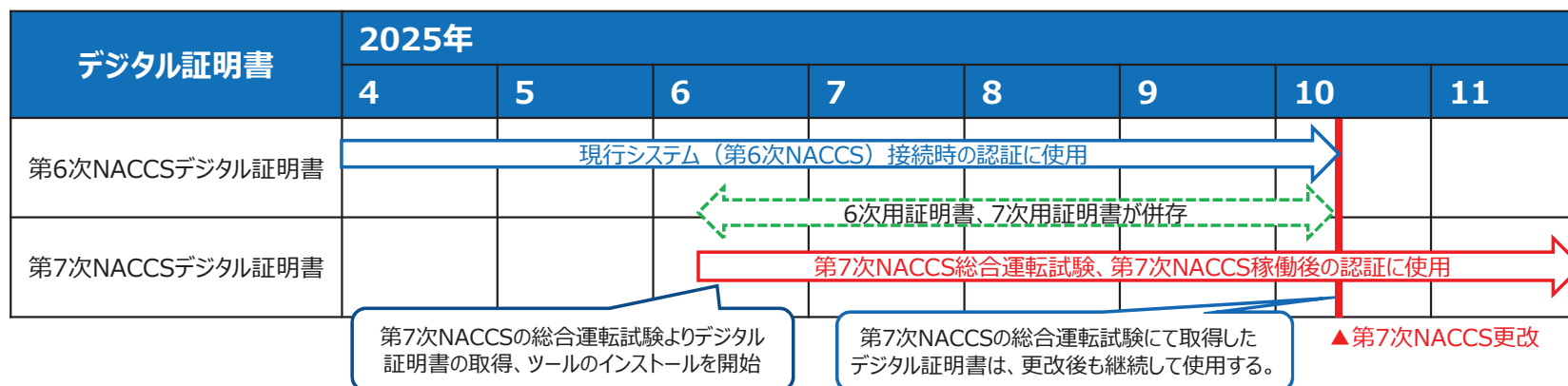
1 - 2. デジタル証明書

共通 航空 第19,24回WG 基本Ⅱ-6 第7次NACCSにおける認証方法（2）

■ 第7次NACCS用デジタル証明書に関する留意事項

- 第7次NACCS更改に伴い、新たに第7次NACCS用デジタル証明書の取得、ツールのインストールが必要となる。新たなデジタル証明書、ツールは、第7次NACCSの総合運転試験より取得、インストール可能とする※1。第7次NACCSの総合運転試験にて取得したデジタル証明書は、更改後も継続して使用することができる。
- 現在のデジタル証明書は、認証コード1、2の2つのコードで取得していただいているが、**第7次NACCS用デジタル証明書では、認証コード1、2、3の3つのコードで取得していただくこととなる。**第7次NACCS用デジタル証明書の認証コードについては、総合運転試験の開始までにNSSにてご確認くださいことを想定している。第7次NACCS用デジタル証明書の**認証コード3は、デジタル証明書が再発行されると変更される。**
- 第7次NACCSのデジタル証明書の取得に際しては、新たに追加で契約する必要は無く、現在契約している論理端末名に紐づく同じ認証コードを用いて取得が可能。
- 第7次NACCS用デジタル証明書は、発行日以降一定期間取得が行われない場合、再発行申込が必要となる。（現行のデジタル証明書と同様。）

※1 第7次NACCS用デジタル証明書の取得スケジュール



[用語説明：認証コード・・・netNACCSまたはnetAPI契約端末毎に払出されるデジタル証明書を取得するためのコード]

1－3．デジタル証明書に関するよくある問合せ

詳細仕様説明会等でいただいたご質問は以下のとおりです。

No	問合せ	回答
1	モバイル端末へのデジタル証明書のダウンロード方法を教えてください。 PCと同様にデジタル証明書インストールツールが必要になるのでしょうか。	携帯端末へのデジタル証明書の取得方法については、説明会でもご案内しております通り来年5～6月開催予定の説明会やNACCS掲示板で具体的に案内をする予定としております。 モバイルの場合のデジタル証明書の取得ツールは設けない方針でありますが、こちらも詳細は来年5～6月開催予定の説明会にてご案内いたします。
2	スマホでもNACCSを使えるとの事ですが、通関業務や保税業務も実施可能ですか？	スマートフォン、タブレット等のモバイル端末については、WebNACCSのみを対象にしています。WebNACCSは海上入出港業務と一部の照会業務のみが対応しており、輸入申告などの通関業務や保税関連業務を実施する事はできません。

<対応OS>

2-1. 対応OS

共通 航空 第23回WG 基本IV-18 第7次NACCSにおける対応OS・ブラウザについて

第7次NACCSでは、第6次NACCSと同様にお客様端末を安全な状態に保つため、最新のOS・ブラウザ環境にてサービスを開始・利用できるようにする。

詳細仕様検討結果

第7次NACCSにおけるパッケージソフトおよびWebNACCSの推奨環境（動作確認環境）は、以下の表の通りとする。

項番	カテゴリ	利用区分	対応OS（バージョン）	Webブラウザ
1	パソコン	NACCSパッケージソフト WebNACCS	・Windows 11Pro (64bit) 日本語版、英語版 ※1,2	・Microsoft Edge (Chromium版) ・Google Chrome
2	スマートフォン	WebNACCS	・iOS	・Safari
			・Android	・Google Chrome
3	タブレット		・iPadOS	・Safari

※1：ARMアーキテクチャ版は対象外
※2：デスクトップモードでの使用に限る

2-2. 対応OSに関するよくある問合せ

詳細仕様説明会等でいただいたご質問は以下のとおりです。

No	問合せ	回答
1	Windows 10 Enterprise LTSCに関しては、サポートのライフサイクルが2027年1月12日になっています。上記OSも動作保証にして頂くことはできないのでしょうか？ Windows10を利用する会社も多々あるかと思います。	第7次NACCSの動作確認環境OSについてはWindows10は対象外としており、Windows11Pro以降を対象としております。 ただし、お客様からのご利用に関するご要望を弊社としても承知しており、対象外OSに対して現行のようにパッケージソフトの起動制限は行わず、サポート対象外であることをご承知の上、お客様ご自身の責任でのご利用いただくことは可能です。
2	第7次NACCS用のデジタル証明書はWindows 10 Proではインストールができないですか？	インストールは可能とする予定です。ご利用にあたっては上記1のとおりサポート対象外についてご注意ください。
3	・Windows11 Homeを使用しておりますが、Windows11 Homeでは使用することが出来ないのでしょうか？ ・Windows11 Enterpriseは使用することが出来ないのでしょうか？	Windows 11 Proのみを動作確認しておりますので、HomeやEnterpriseを使用した場合は仕様差によるエラーが発生する可能性がございます。 動作確認対象外の端末・OSにて不具合が生じた際、弊社としてサポートが出来ませんのでご了承ください。

<共通編>

3-1. 非同期電文(EXC型電文)の対象見直し

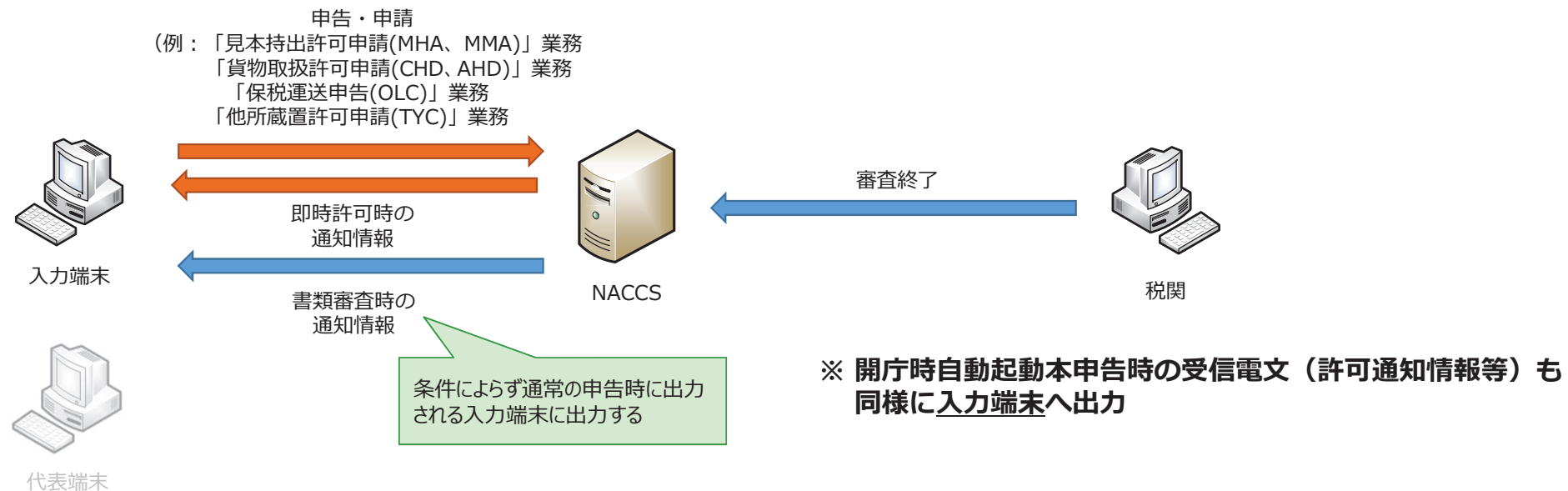
共通	航空 海上	第6,9回WG	基本IV-6	非同期電文の対象見直し(1)
----	----------	---------	--------	----------------

申告等の入力端末が特定できる場合は、原則EXZ型に変更する。

- ・開庁時申告時や共同利用端末からの申告時についても、通常申告通りEXZ型電文として申告端末に出力する仕様に変更する。
- ・申込業務に対する回答業務の回答通知をEXZ型電文として申込端末に出力する仕様に変更する。

詳細仕様検討結果

例1 条件により通常時の出力先とは異なる場合



[用語説明: EXZ型電文・・・業務送信以外（審査終了等）の契機に出力される電文で、送信時の端末と同一の端末に出力する電文]

3-2. 非同期電文(EXC型電文)の対象見直し

共通

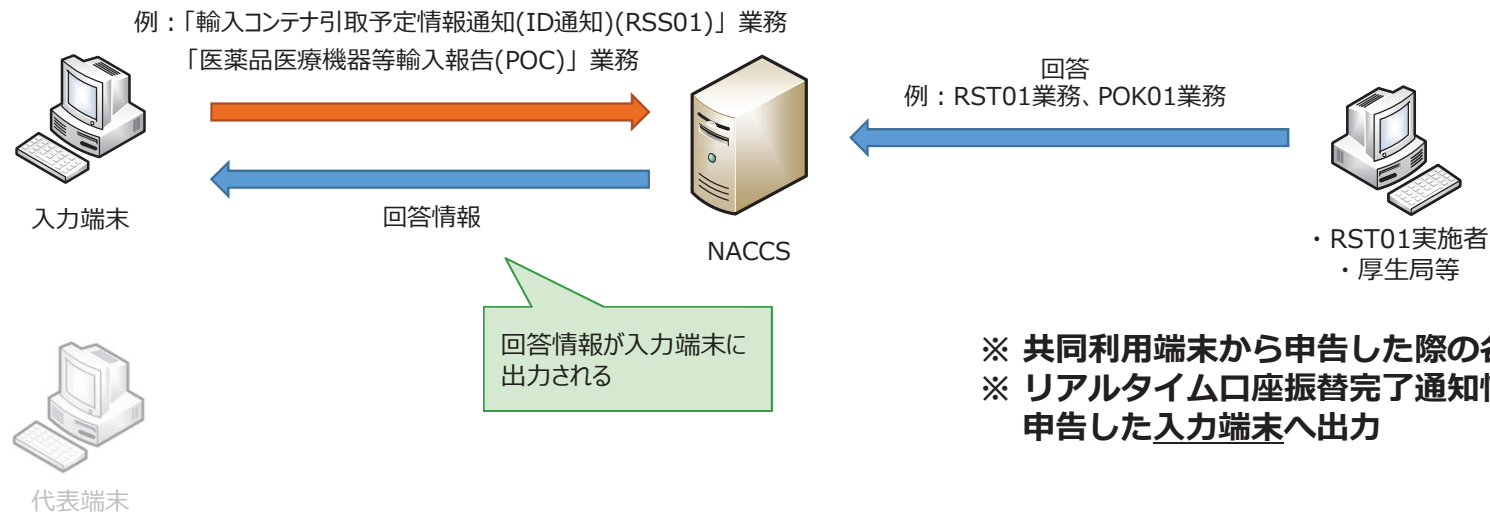
航空
海上

第6,9回WG

基本IV-6

非同期電文の対象見直し (2)

例2 申込端末とは異なる端末に出力される場合



※ 共同利用端末から申告した際の各種電文等も同様に入力端末へ出力
※ リアルタイム口座振替完了通知情報、納付書情報(直納)も同様に申告した入力端末へ出力

3-3. 非同期電文(EXC型電文)の対象見直し

共通 航空 第6,9回WG 基本IV-6 非同期電文の対象見直し (3)

No	項目	対象電文(帳票)数	備考
1	開庁時自動起動関係	輸入:530、輸出:90	
2	見本持出許可申請関係	4	
3	貨物取扱許可申請関係	8	
4	保税運送申告関係	9	
5	他所蔵置許可申請(海上)関係	5	
6	「輸入コンテナ引取予定情報通知(ID通知) (RSS01)」の回答「輸入CFS引取予定情報通知(RCS01)」の回答	3	
7	納税関係(納付書、リアルタイム口座関係)	6	
8	医薬品医療機器等申請関係	9	
9	関税割当関係	3	
10	その他	輸入:5、輸出入:1	航空:J、U、S申告後の不一致情報 海上:搬入時申告後の自動起動取消通知、 卸コンテナ開庁時登録情報、 訂正保留解除情報
11	共同利用端末関係	入出港:24、輸入:581 輸出:98、輸出入:16、 食品:6、植物:7、動物:12	対象利用者は、共同利用契約の子事業所に 属する利用者コード

<UI・端末編>

5 - 1. パッケージソフトウェアユーザーインターフェース

UI・端末 航空
海上 第9,17,19回WG 基本IV-2 フォントやアイコンのモダン化（1）

フォントやアイコンを現代的なデザインに変更し、視認性や利便性を向上させる。

詳細仕様検討結果

5 - 2. パッケージソフトウェアインターフェース

UI・端末

航空
海上

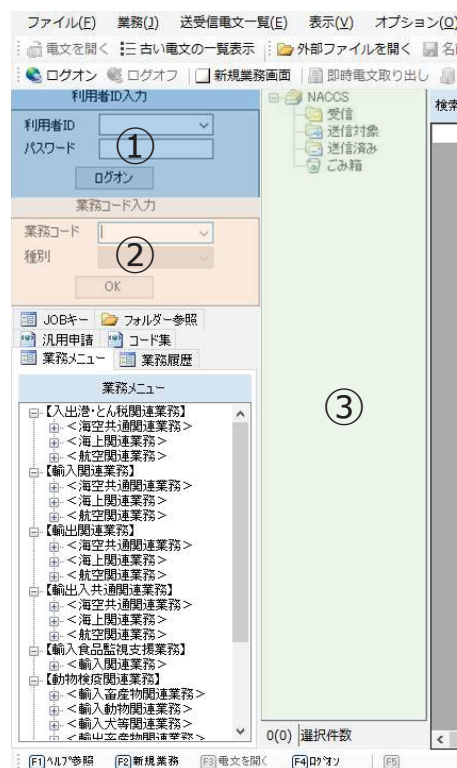
第9,17,19回WG

基本IV-2

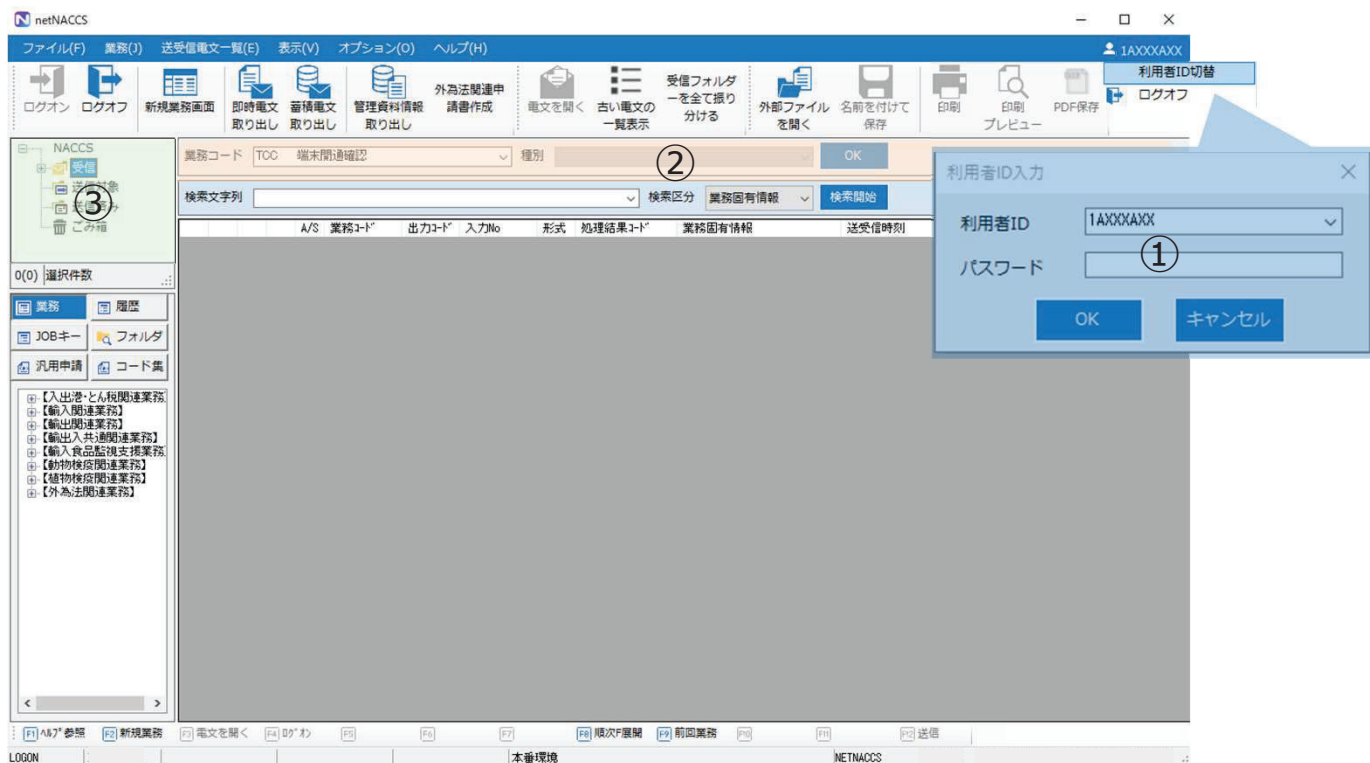
フォントやアイコンのモダン化 (2)

メイン画面について、以下の通りレイアウト変更を行う。

- ① ログイン中の利用者IDを画面右上に表示する。また、ここをクリックすることによって利用者ID切替、ログオフ等の操作を可能にする。
- ② 業務名が見切れず表示できるように画面上部に移動する。
- ③ 送受信電文一覧の表示領域を拡大するよう左上に移動する。



現行メイン画面



次期メイン画面案

6. 個人用入力チェック機能

UI・端末 航空海上 第9,15回WG 基本IV-2 個人用入力チェック機能の追加

入力項目のチェック条件を個人がカスタマイズできる機能を追加する。

詳細仕様検討結果

チェック条件の設定イメージ

4

貨物重量 (グロス)

入港年月日

貿易形態別符号

元に戻す(U) Ctrl+Z
切り取り(T) Ctrl+X
コピー(C) Ctrl+C
貼り付け(P) Ctrl+V
行のコピー(K)
行の貼り付け(H)
行の挿入(I)
行の削除(D)
画面クリア(O)
表データの保存(G)
全チェックボックスをチェックする(O)
全チェックボックスのチェックを解除する(N)
フィールド属性表示(F)
業務リンク(L)
オートコンプリート機能クリア(E)
個人用チェック

個人用チェック設定

フィールド名 GW
項目名 貨物重量
属性 数値

☒ 入力可能範囲
0 ~ 1,000,000

☐ 入力可能リスト(カンマ区切りで設定)

OK キャンセル

設定可能な条件一覧	
必須	未入力の場合にはワーニング
入力不可	入力されている場合にワーニング
入力可能リスト	リストにない値が入力されている場合にワーニング
ある値固定	ある値以外が入力されている場合にワーニング
入力可能範囲	範囲外の値が入力されている場合にワーニング
ある値以上	ある値未満が入力されている場合にワーニング
ある値以下	ある値を超過した入力が入力されている場合にワーニング

①チェック条件を追加したい項目を右クリック

②「個人用チェック」を選択

③チェック条件を登録

ワーニング出力時のイメージ

4

貨物重量 (グロス) 9999999999 KG

入力可能範囲
入力範囲は以下のとおりです。
0~1,000,000

入港年月日

入力時、条件を満たしていなければ、ポップアップを表示

個人用チェック 結果

以下の項目が個人用チェックの条件を満たしていません。
処理を継続しますか？

はい いいえ

項目名	欄番号	入力値	チェック項目
貨物重量	:	9999999999	入力可能範囲
:	:	:	:
:	:	:	:

「送信」等を行った際にも、警告ダイアログを表示

チェック条件の管理画面

チェック条件の管理画面

検索条件: 項目名, 属性, 範囲

検索: 実行

項目名	欄番号	属性	範囲
GW	1	数値	0~1,000,000
GW	2	数値	0~1,000,000

OK 実行 キャンセル

一覧表示やチェックの有効化/無効化等が可能

7. グリッド対象の拡大

UI・端末 航空 第9,15,19回WG 基本IV-2 グリッド対象の拡大

利便性向上のため、グリッド機能の対象項目を拡大する。また、WebNACCS（海上入出港業務）においてグリッド機能を提供する。

詳細仕様検討結果

■ パッケージソフトにおけるグリッド機能対象の拡大

グリッド化



グリッド対象一覧

- 外国寄港地情報（VTX01, VTX11）
- 船用品情報（VTX04, VTX14）
- 危険物情報（VPX, VPX11, VOX, VOX11, VMR, VMR11）
- 出港前報告一覧情報（IML）
- 輸入貨物荷渡情報登録情報（DOR）
- 船卸情報（PKK）
- 船積情報（CLR, CLR11, CLD）
- 船積コンテナ情報（ICI）
- 貨物在庫状況情報（IWS）
- 機用品在庫管理情報（CIA, CIA01）
- 乗員上陸許可申請情報（CLP, CLP01, ICL）
- 輸入便情報（IMF11, IMF12）
- 混載貨物仕立状況情報（IMA）
- 輸入申告等一覧情報（IDI）
- 輸出申告等一覧情報（IES）
- 別送品輸出申告一覧情報（IUE）
- 輸出自動車情報（MOA, MOB, IMO）

【用語説明：グリッド機能・・・表計算ソフトのデータをコピー＆ペーストすることで、繰り返し項目への一括入力を可能とする機能】

8. 複数行項目での折り返し補助機能

UI・端末

航空
海上

第15回WG

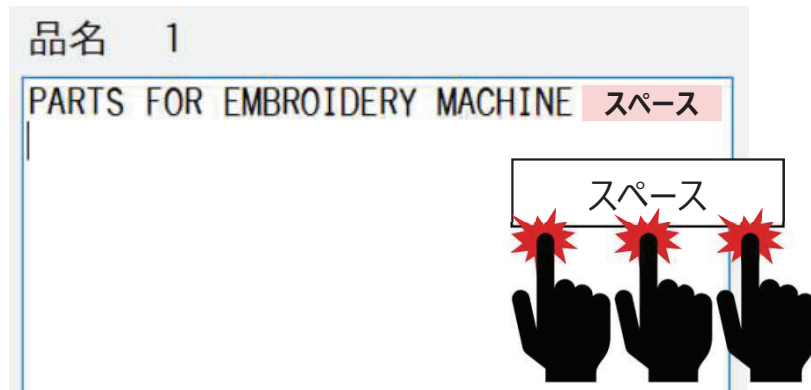
基本IV-2

複数行項目での折り返し可能化

複数行の入力が可能な項目（品名・記事欄等）で行の折り返しをする場合の入力方法を改善する。

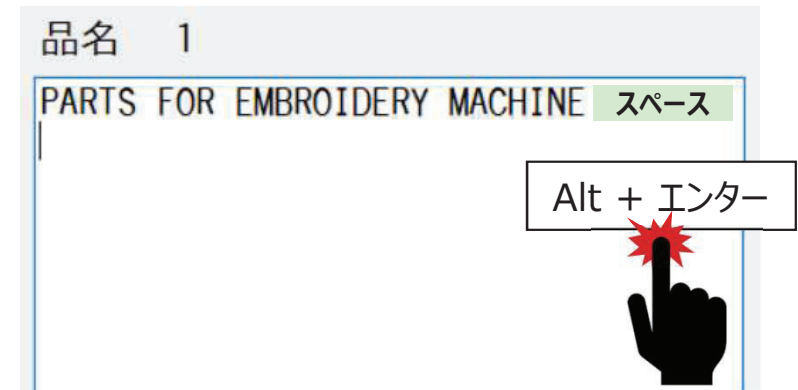
詳細仕様検討結果

NACCSでは改行が不可となっているが、スペース埋めをすることによって改行されているかのように見せる入力がある。
上記の入力方法においてスペースの入力を簡略化するため、専用のショートカットキーを設定する。



現行

「スペース」キーを複数回入力することで、次の行までスペース埋めをする。



次期

「Alt + エンター」キーを1回入力することで、次の行まで自動的にスペース埋めできるようにする。

<通関編>

9 - 1. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加

通関

航空
海上

第22,23回WG

基本IV-14

急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）

国内運送先に関する追加項目概要①

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
①	運送場所 識別	an	1	関税法施行令（以下、「施行令」という）59条 1 項 5 号柱書の条件に該当するか否かを入力する 《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場所であるため該当しない場合…「C」を入力 ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められていないため該当しない場合…「N」を入力 ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められているため該当する場合 【該当の運送先が 1 か所の場合】…「T」を入力 ⇒ 項番②～⑨の運送場所の所在地及び名称等を必須入力（一部任意入力） 【該当の運送先が 2 か所以上の場合】…「M」を入力 ⇒ 複数の運送先のうち 1 か所について、項番②～⑨の運送場所の所在地及び名称等を必須入力（一部任意入力）。その他の運送先については、「申告添付登録（MSX）」業務にて添付

9-2. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加

通関

航空
海上

第22,23回WG

基本IV-14

急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）

国内運送先に関する追加項目概要②

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
②	運送場所の所在地（郵便番号）	an	7	施行令 59条 1 項 5 号柱書の条件に該当する場合に、同号イに規定されている、貨物が運送される場所の所在地を入力する 《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ <u>その場所の所在地</u> ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	・項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、必須入力 ※ 項番②「運送場所の所在地（郵便番号）」欄及び項番⑥「運送場所の所在地 4（ビル名ほか）」欄は任意入力（所在地 4（ビル名ほか）は、所在地 3（町域名・番地）までに入力されない場合に入力） ・「M」を入力した場合、複数の運送先のうち主たる貨物の運送先 1 か所について入力し（項番⑦～⑨も同様）、他の運送先については、あらかじめ税関が指定したファイル形式・項目の並び順で所在地及び名称等の一覧を作成し、「申告添付登録（MSX）」業務にて添付 ・「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務及び「海上簡易輸入申告（SDC）」業務では、運送場所の所在地をまとめて入力できる欄（105桁）を設ける
③	運送場所の所在地 1（都道府県）	an	15		
④	運送場所の所在地 2（市区町村（行政区名））	an	35		
⑤	運送場所の所在地 3（町域名・番地）	an	35		
⑥	運送場所の所在地 4（ビル名ほか）	an	70		

9-3. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加

通関

航空
海上

第22,23回WG

基本IV-14

急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）

国内運送先に関する追加項目概要③

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
⑦	名称等識別	an	1	施行令 59条 1 項 5 号柱書の条件に該当する場合に、同号□に規定されている、貨物が運送される場所の名称等を入力する 《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 □ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、以下のいずれかを必須入力 ・項番⑧「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合…「1」を入力 ・項番⑧「運送場所の名称等」欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合…「2」を入力
⑧	運送場所の名称等	an	70		項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選択した内容の名称等を必須入力
⑨	電話番号	an	11		項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選択した内容に係る電話番号を任意入力

9-4. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加

通関

航空
海上

第22,23回WG

基本Ⅳ-14

急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）

「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合の入力例

【共通部】

運送場所	①運送場所識別 ⇒「T」又は「M」を入力	②～⑥ 運送場所の所在地（郵便番号～所在地4） ⇒必須入力（一部任意入力）
	T XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
名称等	⑦名称等識別 ⇒「1」又は「2」を必須入力	⑧運送場所の名称等 ⇒必須入力
	1 AAA WAREHOUSE XXXXXXX	⑨電話番号 ⇒任意入力 XXXXXXXXXX

- 運送場所識別欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所と異なる場所に運送される輸入申告貨物のうち主たる貨物の運送先1か所について入力する。その他の運送先については、運送場所の所在地及び名称等を一覧にしてMSX業務で添付する。
- MSX業務で添付するファイルは、あらかじめ税関が指定するファイル形式・項目の並び順で作成する。

9-5. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加

通関

航空
海上

第22,23回WG

基本IV-14

急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）

運送先条件の入力パターン

No	運送先の数(注)	運送場所	項番① 「運送場所識別」	項番②～⑨ 運送場所の所在地 及び名称等	MSX添付の有無
1	1カ所	輸入者住所とは異なる場合	T	<u>入力必要</u>	添付不要
2		輸入者住所と同じ場合	C	入力不要	添付不要
3	2カ所	運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	M	<u>入力必要</u>	残り1カ所の運送場所の所在地及び名称等をMSX業務にて添付
4		運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	T	<u>入力必要</u>	添付不要
5	3カ所以上	運送先が3カ所以上で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	M	<u>入力必要</u>	残り2カ所以上の運送場所の所在地及び名称等をMSX業務にて添付
6		運送先が3カ所以上で、運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	M	<u>入力必要</u>	残り2カ所以上のうち、輸入者住所と異なる運送先について、所在地及び名称等をMSX業務にて添付
7	定め無し	輸入許可後の運送先が定められていない場合	N	入力不可	添付不要

(注) 貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められている場合

9-6. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加

通関 航空 第22,23回WG 基本IV-14 急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）

通販貨物等に関する追加項目概要①

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
⑩	通販貨物等 識別	an	1	施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当するか否かを入力する 《施行令 59条 1 項 6 号》 貨物が、<u>通信販売（中略）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別</u> イ、ロ （略）	施行令59条 1 項6号柱書の条件に該当する<u>通販貨物である場合…「1」を入力</u> ⇒ 項番⑪「プラットフォーム等コード」欄を必須入力（「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合は、⑫「プラットフォーム名等」欄も必須入力） 施行令59条 1 項6号柱書の条件に<u>該当しない貨物の場合は、以下のいずれかを入力</u> ・FS利用貨物である場合…「2」を入力 ・その他の貨物である場合…「3」を入力 ※ FS利用貨物…フルフィルメントサービス（ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物

9-7. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加

通関

航空
海上

第22,23回WG

基本IV-14

急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）

通販貨物等に関する追加項目概要②

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	入力内容	入力条件
⑪	プラットフォーム等コード	an	6	施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当する場合に、同項 7 号に規定されている、通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を入力する 《施行令 59条 1 項 7 号》 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（中略）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称	項番⑩「通販貨物等識別」欄に「1」を入力した場合、必須入力（予め示すコード表にて入力を想定） ⇒ あらかじめシステムに登録されていた名称等が入力補完される（当該欄にバスケットコードを入力した場合を除く） （項番⑩「通販貨物等識別」欄に「2」を入力した場合は任意入力可、「3」を入力した場合は入力不可）
⑫	プラットフォーム名等	an	70	プラットフォーム名等	項番⑩「通販貨物等識別」欄に「1」又は「2」を入力した場合で、項番⑪「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合、必須入力（バスケットコードの入力がない場合、入力不可） （項番⑩「通販貨物等識別」欄に「3」を入力した場合は入力不可）

9-8. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加

通関

航空
海上

第22,23回WG

基本IV-14

急増する輸入貨物への対応（国内運送先、通販貨物識別等の項目追加）（10）

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例～通販貨物に該当する場合

（共通部）

通販貨物等識別

1

⑩通販貨物等識別
⇒「1」を入力

プラットフォーム等コード

XXXXXX

⑪プラットフォーム等コード
⇒必須入力

プラットフォーム名等

⑫プラットフォーム名等
⇒「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合、必須入力（バスケットコードの入力がない場合、入力不可）

9-9. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加に関するよくある問合せ

詳細仕様説明会等でいただいたご質問は以下のとおりです。

No	問合せ	回答
1	運送場所等は通販貨物でない貨物に対しても対応が必要でしょうか。	全ての貨物が対象になりますので、ご対応をお願いいたします。
2	輸入申告の運送先等の項目追加はデバン後多数の貨物があつた場合でも、定まっている運送先を全て入力しなくてはいけないのでしょうか。	法定項目としており、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づいて全ての運送先について申告いただく必要がございます。具体的には、主たる貨物の運送先 1 か所を共通部に入力するとともに、運送先の一覧をMSXで添付していただくようお願いいたします。
3	国内運送先が複数ある場合の主たる貨物の運送先の定義はどのように判断すればいいのでしょうか。個数の多さなどで判断すればよいのでしょうか。	何が「主たる貨物」かはケースバイケースと考えられるところ、合理的な判断基準（例：最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等）であれば、任意の基準で「主たる貨物」を決定・入力いただいて構いません。
4	国内運送先の所在地等の入力日本語で入力可能でしょうか？	日本語での入力はできません。輸入者住所等と同様にアルファベット(英数大文字)での入力のみとなります。
5	国内運送先の所在地の住所表記は日本語の表記をアルファベットにしたものか、それとも英語の表記に基づいて番地が先行する表記いずれになるのでしょうか。	可能な範囲で、日本における住所の記載の順番で入力をお願いします。
6	国内運送先の入力項目の郵便番号は任意入力項目ですか。	任意入力項目です。

9-9. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加に関するよくある問合せ

詳細仕様説明会等でいただいたご質問は以下のとおりです。

No	問合せ	回答
7	「国内運送先に関する追加項目概要②」の所在地や名称の入力チェックに関する質問です。 IDA業務仕様書にて、下記の様なチェックがあります。「運送場所識別に「C：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と同じ場所のみが定められている場合」が入力されており、かつ以下の項目が入力されている場合は、輸入者情報（住所・名称）と完全一致すること。なお、輸入者情報（住所・名称）と完全一致する内容とは、以下の項目についてすべて一致した場合を指す。」 この場合、例えば、「運送場所の名称等」でいえば、「輸入者名」と「運送場所の名称等」の英字で入力する文字列が完全一致しないとエラー電文が返ってくるという認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通り、運送場所識別をCとした場合、運送場所の名称等は入力可能ですが、輸入者欄の入力内容と完全一致しないとエラーとなります。完全一致は、スペースやカンマなどの位置も同じとなります。基本的には運送場所識別をCとした場合は、運送場所の名称等は入力不要です。

9-9. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加に関するよくある問合せ

詳細仕様説明会等でいただいたご質問は以下のとおりです。

No	問合せ	回答
8	輸入申告時点では運送場所が決まっていないため、運送場所識別を「N」として申告した後、運送場所が決まった場合は情報の変更が必要でしょうか。	輸入申告後に運送先に変更があった場合には、可能な範囲で申告内容を修正ください。ただし、当初申告の時点で誤りがあった場合には、申告内容を修正いただく必要があります。 輸入申告（本申告）後に運送先に変更があった場合には、申告内容を訂正していただく必要はありません。ただし、当初申告の時点で誤りがあった場合や、予備申告の時点で申告した運送先が本申告時に変更があった場合には、申告内容を訂正いただく必要があります。
9	⑦名称等識別の「1：運送先の場所の名称」と「2：貨物の引き渡しを受ける者の氏名又は名称」の使い分けはどのようにしたらよいですか。	「2」は主に通販貨物等で個人宛の場合を想定しています。 以下のような使い分けを想定しています。 ・「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合（例：〇〇倉庫、△△工場） → 名称等識別を「1」としてください。 ・「運送場所の名称等」欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合（例：個人の氏名、□□商店（商号、屋号）） → 名称等識別を「2」としてください。

9-9. 国内運送先、通販貨物識別等の項目追加に関するよくある問合せ

詳細仕様説明会等でいただいたご質問は以下のとおりです。

No	問合せ	回答
10	運送場所の入力欄について、輸入申告事項登録の入力位置や許可書等の帳票の出力位置は確定しているのでしょうか？	運送場所について入力位置や出力位置は確定しており、詳細については掲示板の仕様書に掲載しております。
11	急増する輸入貨物への対応で、プラットフォーム等コードはいつ頃提供されるのでしょうか。	現在関税局・税関にて詳細検討中です。少なくとも総合運転試験までには提供させていただきます。
12	急増する輸入貨物への対応で、プラットフォーム等コードが無い場合はどのように対応すればよいですか。	バスケットコードを用意しますので、バスケットコードを入力後にプラットフォーム等名をご入力ください。

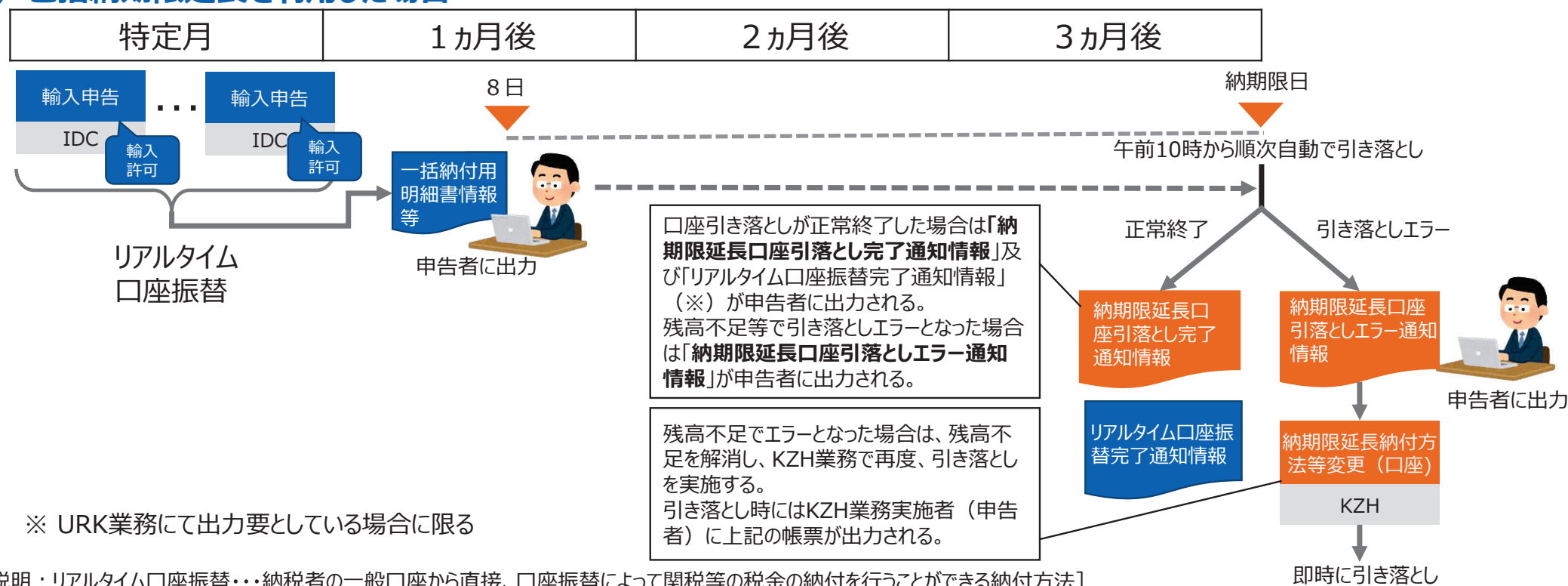
10-1. 納期限延長に係るリアルタイム口座対応

通関	航空 海上	第16,19,24回WG	基本IV-14 基本IV-18	納期限延長に係るリアルタイム口座対応
----	----------	--------------	--------------------	--------------------

関税等の納期限延長制度(個別納期限延長、包括納期限延長、特例納期限延長)を利用した申告について、リアルタイム口座振替による納付を可能とする。

詳細仕様検討結果

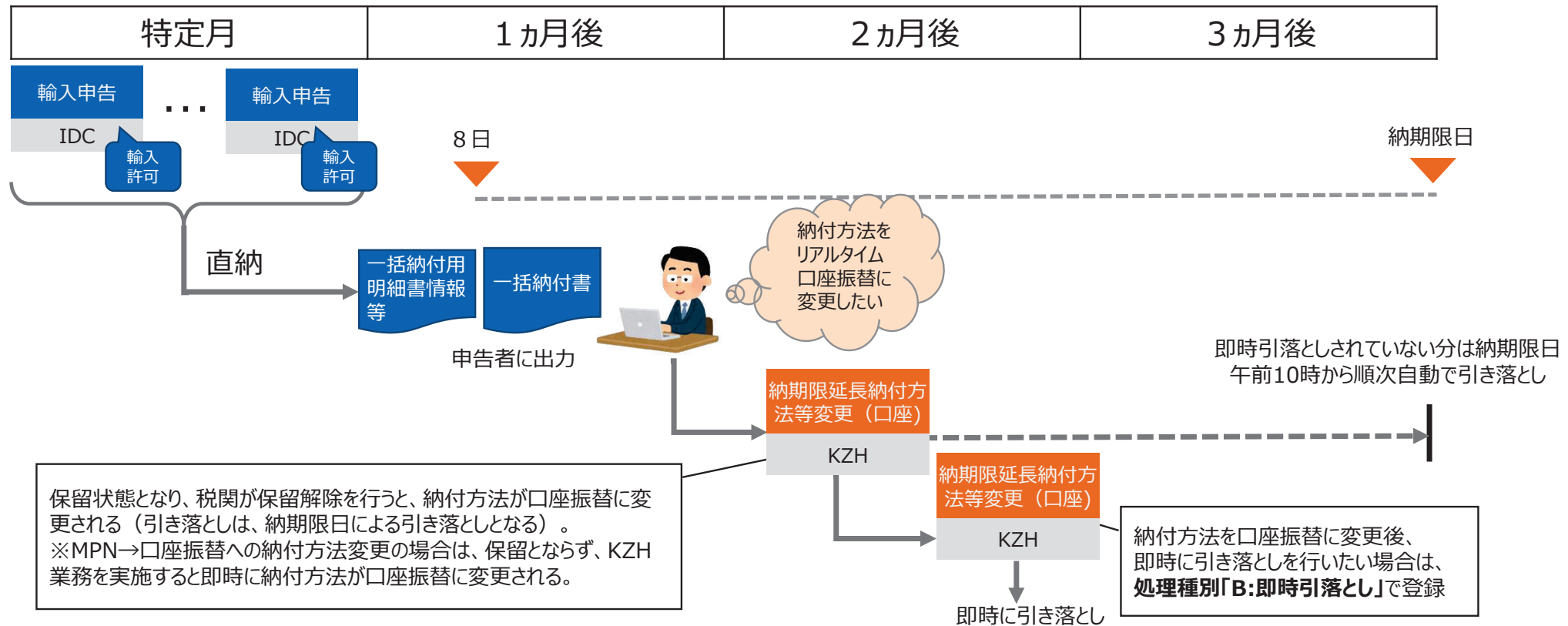
(例) 包括納期限延長を利用した場合



10-2. 納期限延長に係るリアルタイム口座対応

通関	航空 海上	第16,19,24回WG	基本IV-14 基本IV-18	納期限延長に係るリアルタイム口座対応
----	----------	--------------	--------------------	--------------------

(例) 申告時は直納を選択したものの、申告後にリアルタイム口座振替に変更したい場合



[用語説明：MPN(マルチペイメントネットワーク)・・・関税等の支払いをインターネットバンキングやATM等で納付することができるサービス]

10-3. 納期限延長に係るリアルタイム口座対応

通関	航空 海上	第16,19,24回WG	基本IV-14 基本IV-18	納期限延長に係るリアルタイム口座対応
----	----------	--------------	--------------------	--------------------

納期限延長納付方法等変更(口座) (KZH)業務の概要

KZH業務は、申告者のみが実施可能とする。

「処理種別」欄を設け、納期限延長に係る納付方法の変更（直納→口座振替、又はMPN→口座振替）、

口座引き落としの実施時期の変更（納期限日→即時）、口座引き落としをする口座番号の変更を可能とする。

直納→口座振替への納付方法の変更の場合のみ、一旦、保留状態となり、税関が保留解除を行わないと変更が実行されない仕組みとする。

KZH業務の画面イメージ

目的に応じて、以下のコードを必須入力。

- A : 納付方法変更
⇒納付方法を直納又はMPNから口座振替に変更したい場合に利用する。
※引き落としの実施時期は納期限日となる。
- B : 即時引落とし
⇒納期限日を待たず、即時に口座振替を実施したい場合に利用する。
- C : 口座番号変更
⇒口座引き落としをする口座番号の変更のみ行いたい場合に実施する。
※ 処理種別をA又はBとした場合でも、「口座番号」欄に変更したい
口座番号を入力することで、口座番号の変更を併せて行うことが可能。

個別延長の場合は申告番号を、包括延長又は特例延長の場合は一括納付書番号を必須入力。

処理種別 A 又は C の場合は必須入力。B の場合は任意入力。

10-4. 納期限延長に係るリアルタイム口座対応

通関	航空 海上	第16,19,24回WG	基本Ⅳ-14 基本Ⅳ-18	納期限延長に係るリアルタイム口座対応
----	----------	--------------	------------------	--------------------

MPN納付方法変更(MPR)業務の概要

納付方法を口座から直納又はMPNに変更し、納付を行う。直納への変更は「納付書再出力（RNF）」業務、MPNへの変更は「MPN納付方法変更（MPR）」業務にて行う。なお、当該業務による納付方法の変更は一括納付書等（※）の出力日から実施可能とする。

※ 個別延長の場合は輸入許可日から実施可能とする。

MPR業務の画面イメージ

MPR M P N 納付方法変更

ファイル(F) 表示(V)

申告番号等*

受入科目

申告先税関官署

輸入申告等の申告番号又は一括納付書番号を入力

- 「申告番号等」欄に一括納付書番号を入力した場合は入力
⇒ 入力した受入科目について納付方法がMPNに変更される
- 申告番号を入力した場合は入力不可
⇒ 全科目について納付方法がMPNに変更される

申告先税関官署を入力

（注）納付方法を直納からMPNに変更する場合は、引き続き税関への依頼が必要（当該業務では実施不可）

1 1. 包括評価申告の個別業務化

通関

航空
海上

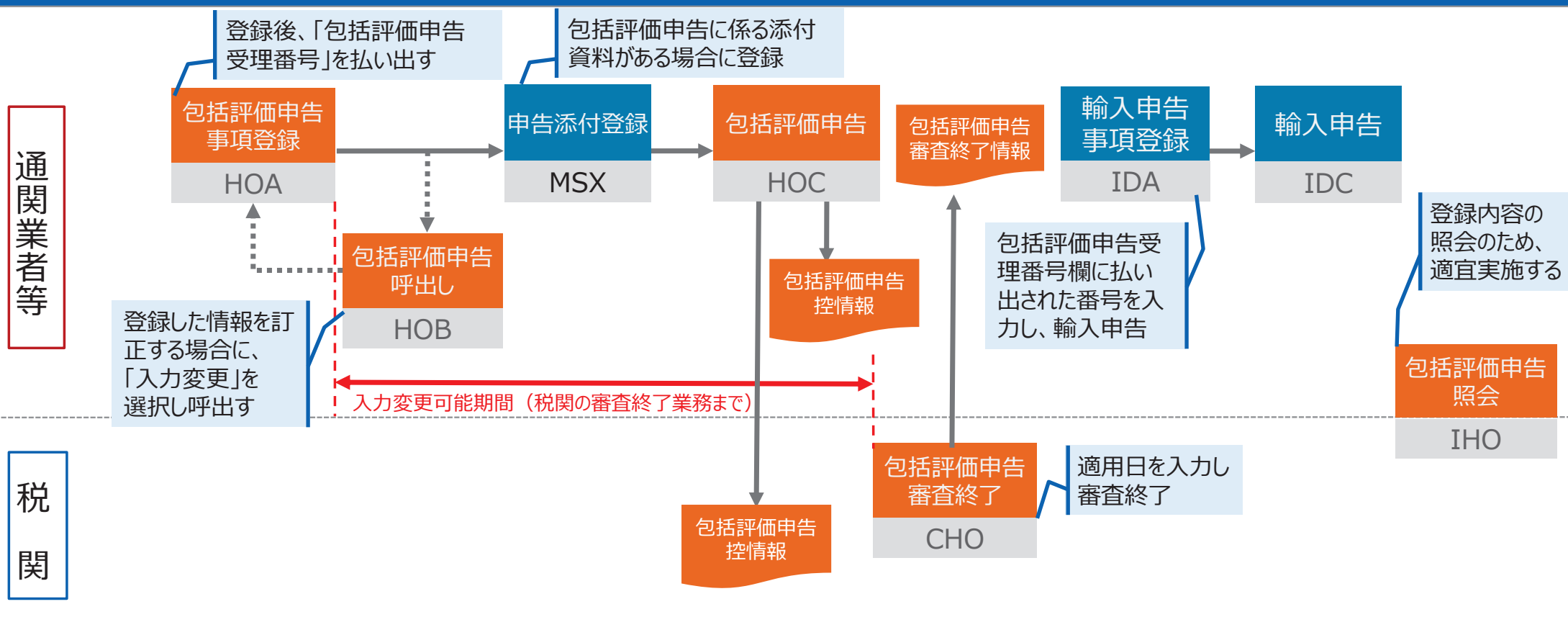
第19,24回WG

基本IV-4

包括評価申告の個別業務化

包括評価申告書について、個別業務を新設し、システムによる申告を可能とする。

詳細仕様検討結果



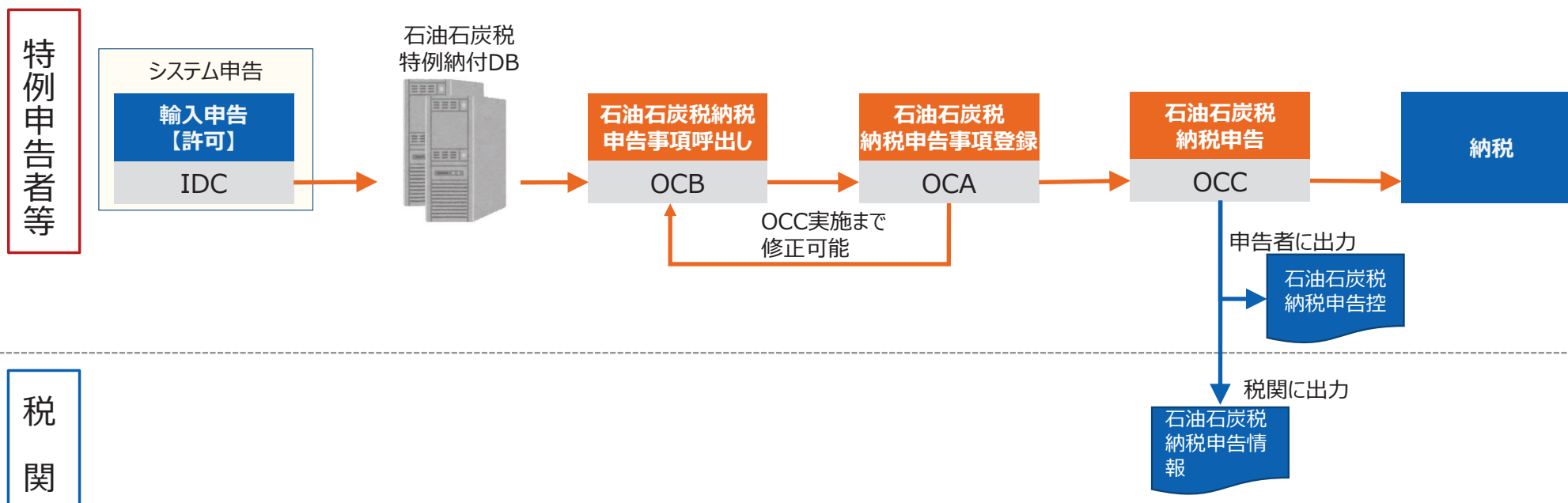
1 2. 石油石炭税法第15条に基づく特例納付のシステム化

通関	航空 海上	第19回WG	基本Ⅳ-14	石油石炭税法第15条に基づく特例納付のシステム化
----	----------	--------	--------	--------------------------

マニュアルにて行っている石油石炭税法第15条に基づく納税申告について、システムでの申告及び納税を可能とすることにより、利便性の向上及び事務の効率化を図る。

詳細仕様検討結果

- ・ 輸入許可時に、納税申告に必要な課税標準等の項目を新規DB（石油石炭税特例納付DB。以下、「特例納付DB」という。）に登録する。
- ・ 特例申告者は特例納付DBから申告情報を読み出し、納税申告に係る事項登録を可能とする（マニュアル申告については課税標準等の手入力が必要）。
- ・ 特例申告者だけでなく、通関業者による納税申告も可能とする。
- ・ 直納、マルチペイメント又はリアルタイム口座振替による納税を可能とする。

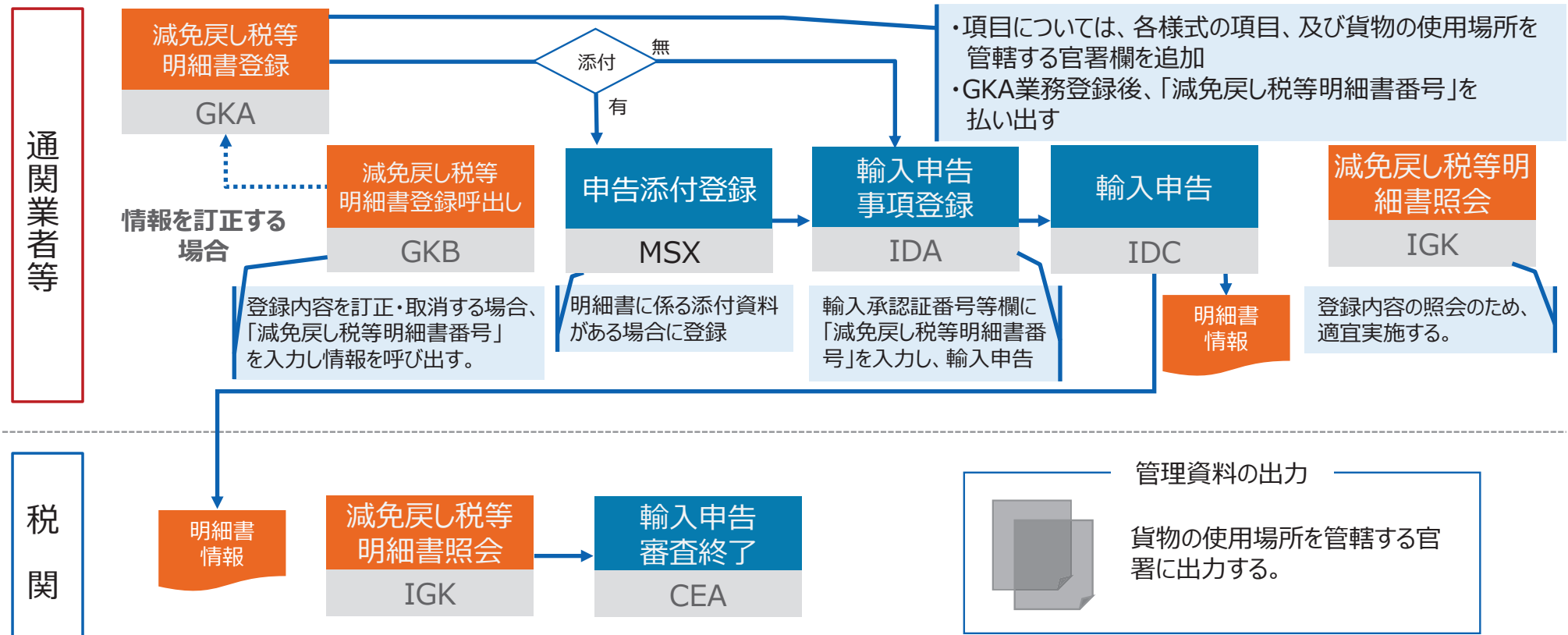


13-1. 減免戻し税等明細書提出のシステム化

通関 航空 海上 第18,24回WG 基本IV-14 減免戻し税等明細書提出のシステム化

一部の減免戻し税等明細書について、個別業務を新設しNACCSで提出可能とする。

詳細仕様検討結果



13-2. 減免戻し税等明細書提出のシステム化

通関 航空 海上 第18,24回WG 基本IV-14 減免戻し税等明細書提出のシステム化

対象明細書	税関様式	種別コード	根拠法令
標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書	T-1220	SAG	関税定率法第15条
博覧会等における使用物品免税明細書	T-1240	EXP	
機械類等免税明細書	T-1270	MAC	関税定率法第15条 関税暫定措置法第4条
自動車等の引越荷物免税申請書	T-1280	CAR	関税定率法第15条
再輸出貨物減免税明細書	T-1340	REX	関税定率法第17条
軽減税率等適用明細書	T-1670	RTX	関税定率法第20条の2 関税暫定措置法第9条
製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書	T-1100	MEM	関税定率法第13条 関税定率法第19条
製造用原料品譲許の便益の適用明細書	P-1100	MCC	関税暫定措置法第9条の2

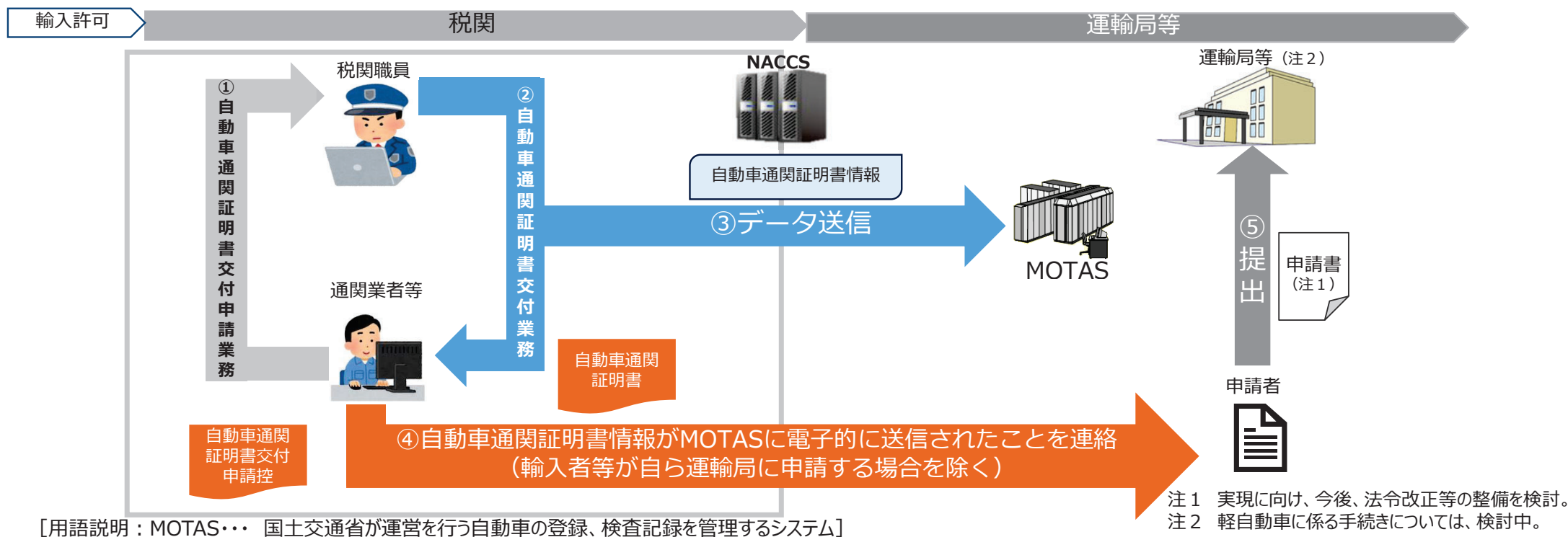
14-1. 自動車通関証明書のシステム化

通関 航空 第22,24回WG 基本IV-14 自動車通関証明書のシステム化（1）

自動車通関証明書を電子化し、国土交通省が所管するMOTASに連携する。

詳細仕様検討結果

・NACCSにて、通関業者等が自動車通関証明書交付申請業務を実施後、税関にて内容確認登録することで、交付申請者に「自動車通関証明書」（帳票）を出力する。証明書交付日の翌日にNACCSからMOTASに「自動車通関証明書情報」をデータ送信連携する。



1 4 - 2. 自動車通関証明書のシステム化

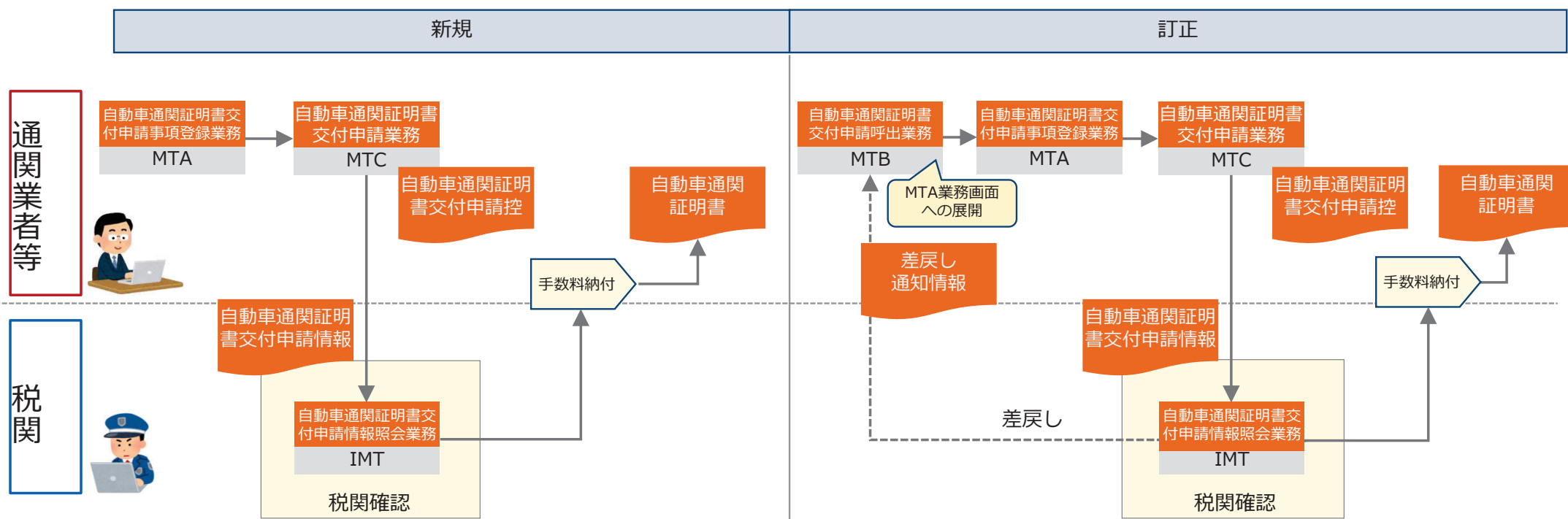
通関 航空 第22,24回WG 基本IV-14 自動車通関証明書のシステム化（2）

自動車通関証明書交付申請に係る手続の流れ

「新規」及び「訂正（※）」

- ① 自動車通関証明書交付申請事項登録（MTA）業務にて事項登録を行った後、自動車通関証明書交付申請（MTC）業務にて交付申請を行う。
 - ② 税関は自動車通関証明書交付申請情報照会（IMT）業務にて申請内容を確認する（IMT業務はMTA業務実施者も利用可能）。
- なお、税関確認にて差戻し登録された場合は、MTC業務実施者に差戻し通知情報を出し、自動車通関証明書交付申請呼出（MTB）業務にて申請情報を呼出し、申請内容を訂正し再度申請を行う。

※「新規」、「再交付」及び「交付後訂正」における税関確認にて差戻しとなったものを含む



＜貨物（共通）編＞

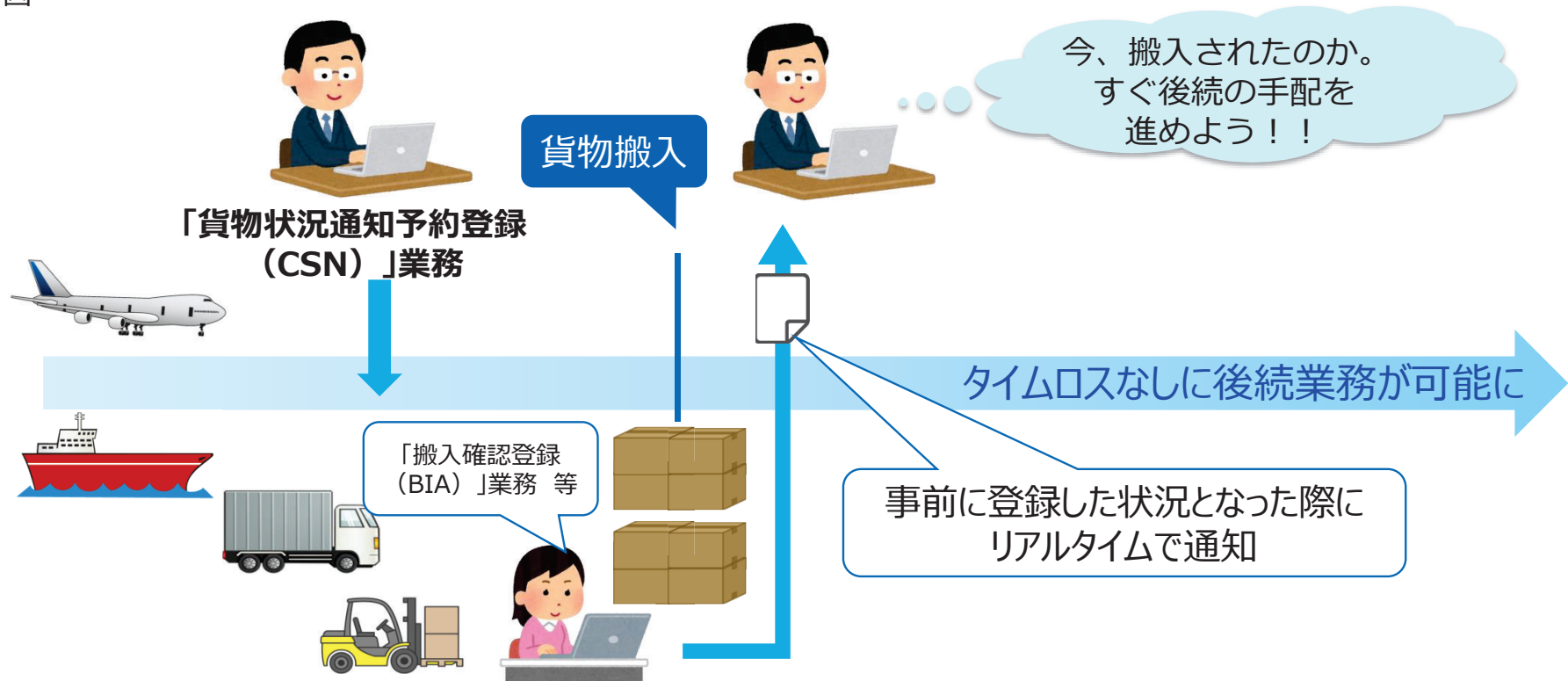
15-1. 貨物状況通知サービスの提供

貨物	航空 海上	第13,14,16回WG	基本IV-7	貨物状況通知サービスの提供 (1)
----	----------	--------------	--------	-------------------

通知を必要とする貨物番号と通知契機を事前に登録しておき、貨物の搬出入や輸出入許可時などの貨物情報の更新時に、リアルタイムに登録者端末宛てに通知する業務を新設する。

詳細仕様検討結果

業務概要イメージ図



15-2. 貨物状況通知サービスの提供

貨物 航空 第13,14,16回WG 基本IV-7 貨物状況通知サービスの提供 (3)

CSN業務 入力画面

処理区分には以下を入力

- ・スペース：登録
- ・5：訂正
- ・1：取消し

貨物情報を一意に特定するため、
下記識別の入力を必須とする

- S：海上貨物管理番号 (ICG業務相当)
- C：海上コンテナ番号 (ICN業務相当)
- I：航空輸入AWB番号 (IAW業務相当)
- E：航空輸出AWB番号 (IGS業務相当)

下記通知について、保税地域毎の通知を
要する場合は、保税地域コードとあわせて
入力

- ・搬入
- ・搬出
- ・保税運送承認 (発送地を入力)

貨物番号等には以下を入力

- ・海上輸入／仮陸：B/L番号
- ・海上輸出／積戻：輸出管理番号
- ・海上コンテナ：コンテナ番号
- ・航空輸出入貨物：AWB番号

対象保税地域によらず、搬出入の度、保税運送承認の度に通知を受けたい場合は、貨物単位の通知予約にチェックを入れる。
保税地域を指定して通知を受けたい場合は、保税地域単位の通知予約にチェックを入れる。
貨物単位の通知、保税地域単位の通知のいずれか一方のみにチェック

通知先が入力者、入力元端末と異なる場合は、通知先利用者ID、通知先端末名を入力。
※入力がある場合は、利用者コード下3桁の一致チェック(同一企業チェック)、および、端末所有者チェックを行う

15-3. 貨物状況通知サービスの提供

貨物 航空 第13,14,16回WG 基本IV-7 貨物状況通知サービスの提供 (4)

通知情報 出力例

下記のいずれかを出力

C : 審査終了
P : 許可承認
I : 搬入
O : 搬出
T : 保税運送承認
X : 通知権限エラー(通知済日時は出力しない)

以下の貨物単位の通知について、複数回の通知履歴がある場合は、最新の通知済日時を出力

- ・ 搬入
- ・ 搬出
- ・ 保税運送承認

貨物状況通知情報

貨物識別 S 貨物番号等 BLN0000001

今回通知契機 P 今回通知保税地域 今回通知処理日時 2025/12/04 10:00

貨物単位の通知		通知済日時	
☐ 審査終了		/ /	:
☒ 許可承認		2025/12/04	10:00
☐ 搬入		/ /	:
☐ 搬出		/ /	:
☐ 保税運送承認		/ /	:

保税地域単位の通知		通知済日時	
保税地域コード 1 1AABC	☐ 搬入	/ /	:
	☒ 搬出	2025/12/02	11:30
	☒ 保税運送承認	2025/12/01	10:00
保税地域コード 2 1ADEF	☒ 搬入	2025/12/03	12:10
	☐ 搬出	/ /	:
	☐ 保税運送承認	/ /	:
保税地域コード 3	☐ 搬入	/ /	:
	☐ 搬出	/ /	:
	☐ 保税運送承認	/ /	:

通知先利用者ID 1ANACA01 通知先端末名 NAC01W 最終予約登録実施者 1CNACA0A

通知契機が以下の場合に出力

I : 搬入
O : 搬出
T : 保税運送承認(発送地を出力)

通知済の予約情報がある場合は、通知済日時を出力

予約登録または最後に訂正した利用者IDを出力

<貨物（航空）編>

16. 「搬出確認登録(一般)(OUT)」業務の改善

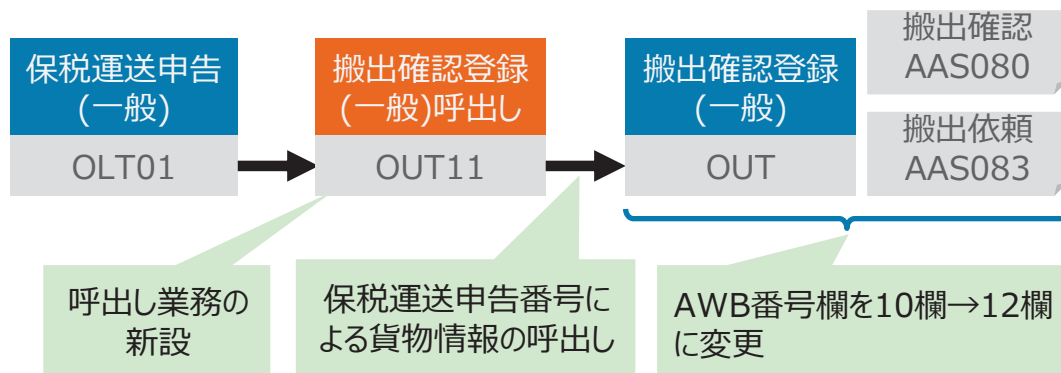
貨物	航空	第7回WG	基本IV-4	「搬出確認登録(一般)(OUT)」業務の改善
----	----	-------	--------	------------------------

OLT貨物に関するOUT入力をAWB単位ではなく、保税運送申告番号から対象のAWB番号を呼び出すことが可能となるよう呼出業務を新設する。
OUT業務の入力欄数を10欄から12欄に変更する。

詳細仕様検討結果

以下の方法で保税運送申告番号単位でのOUT業務を可能とする。

- 「搬出確認登録(一般)呼出し(OUT11)」業務を新設し、保税運送申告番号による貨物情報の呼出しを可能とする(マニュアルによる入力作業の削減)。
- OLT業務のAWB番号の欄数にあわせ、以下の入出力におけるAWB番号欄を10欄から12欄に変更する。
 - 搬出確認登録(一般)結果情報 (AAS0800→AAS0801)
 - 搬出依頼情報 (AAS0830→AAS0831)



「搬出確認登録(一般)(OUT)」業務画面

搬出年月日※ 9999/99/99 取消表示 ☐ 集荷業者 ☐ 他所設置場所 ☐

AWB番号 差日数	代理店	時間外	搬出時刻	支払	アディショナルチャージ
01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

呼出し項目は、AWB番号とする

入力欄数を10欄→12欄に変更

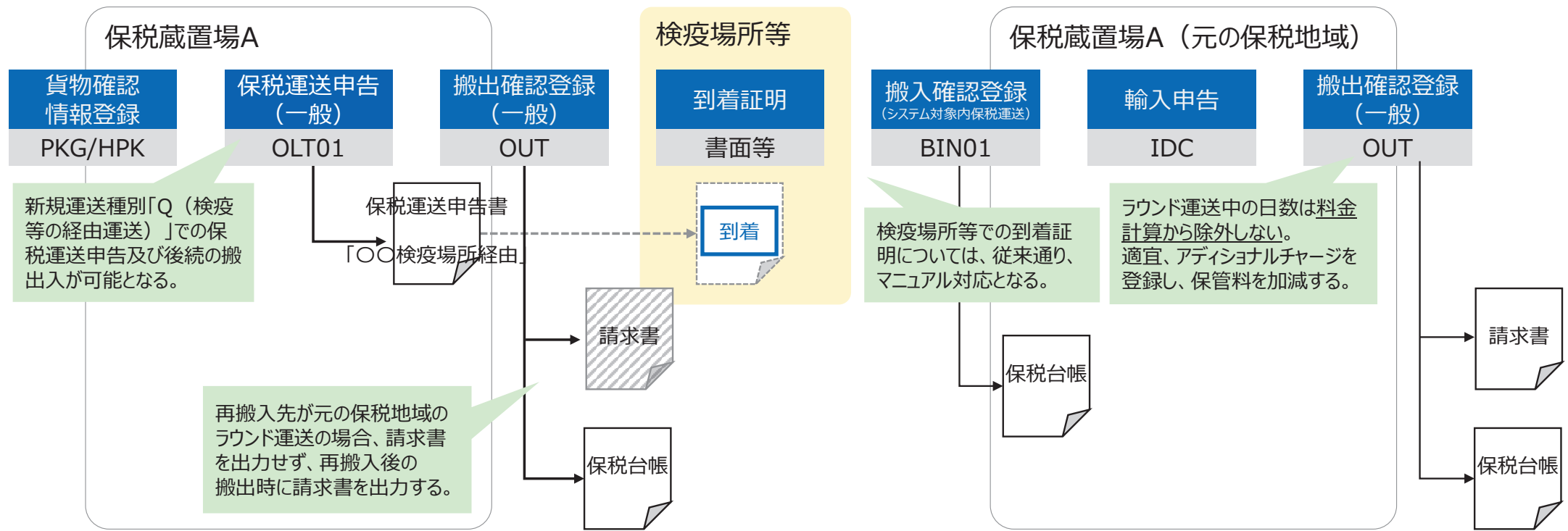
17. 航空貨物におけるラウンド運送機能追加

貨物	航空	第18回WG	基本Ⅳ-14	航空貨物におけるラウンド運送機能の追加
----	----	--------	--------	---------------------

航空貨物において検疫場所等を経由して元の保税地域へ搬入する場合(ラウンド運送)について、システムによる保税運送申告を可能とする。
また、航空貨物の保税運送申告がマニュアルで行われた場合に、「搬入確認登録(システム対象内保税運送)(BIN01)」業務での搬入を可能とする。

詳細仕様検討結果

「保税運送申告(一般)(OLT01)」業務に新規運送種別「Q(検疫等の経由運送)」を追加し、当該種別を使用した場合に、元の保税地域への再搬入を可能とする。



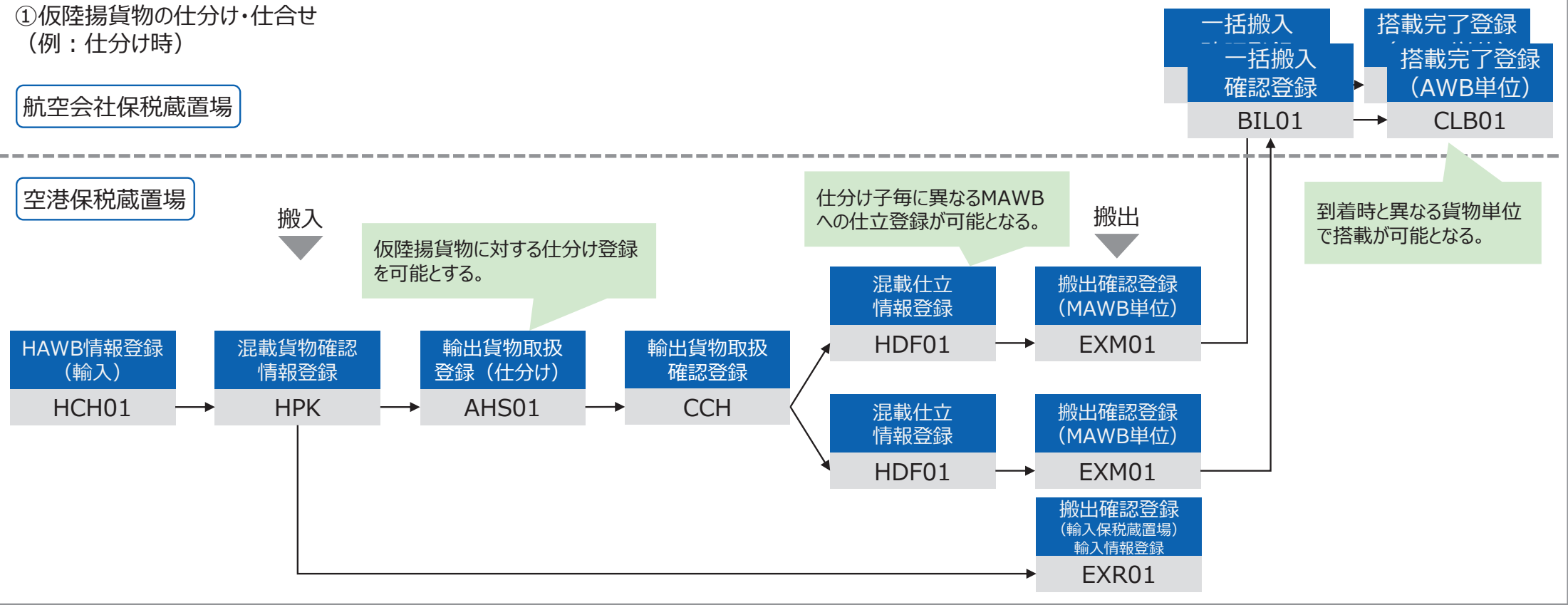
18. 航空貨物における仮陸揚関連業務改善

貨物	航空	第16,18回WG	基本IV-4	航空貨物における仮陸揚関連業務の改善
----	----	-----------	--------	--------------------

- ① 航空貨物の仮陸揚貨物および混載仮陸揚貨物の仕分け・仕合せを可能とする。
- ② 航空貨物の仮陸揚貨物および混載仮陸揚貨物についてOLT01業務による保税運送申告を可能とする。

詳細仕様検討結果

- ① 仮陸揚貨物の仕分け・仕合せ
(例：仕分け時)



＜貨物（海上）編＞

19-1. 内航船による外貨コンテナフィーダー手続

貨物 海上 第17,18回WG 基本IV-4 内航船による外貨コンテナフィーダー手続

内航船単位に複数コンテナの積込(搬出)登録および陸揚(搬入)登録が可能な業務を新設する。

詳細仕様検討結果



業務名称(業務コード)	機能概要
内航船フィーダー運送積込登録 (CYL)	内航船単位(船舶コード+船名+航海番号+積地CY+揚地CY)に、コンテナの積込(搬出)登録を行う。
内航船フィーダー運送陸揚呼出し (CYU11)	- CYU業務に先立ち、内航船単位(船舶コード+船名+航海番号+揚地CY)に陸揚するコンテナ番号の呼出しを行う。 - CYL業務で登録されたコンテナのうち、入力者のCYを揚地とするコンテナ番号を内航船単位に呼出す。 - CYL業務で登録された輸入コンテナのうち、入力者のCYを揚地とするコンテナを呼び出すことなく、内航船単位に一括で処理する。 ※輸出/仮陸コンテナについては、一括処理は不可とする。
内航船フィーダー運送陸揚登録 (CYU)	- 内航船単位(船舶コード+船名+航海番号+揚地CY)に、入力者のCYを揚地とするコンテナの陸揚(搬入)登録を行う。 - 従来通り、「コンテナ搬出確認登録(CYO)」業務で搬出確認されたコンテナについても、フィーダー運送により陸揚した旨の登録を可能とする。(CYU11業務による呼出しは不可)

19-2. 内航船による外貨コンテナフィーダー手続

貨物	海上	第17,18回WG	基本IV-4	内航船による外貨コンテナフィーダー手続 (2)		
パターン	積地		揚地		留意事項	
新規業務のみ	内航船フィーダー 運送積込登録 CYL		内航船フィーダー 運送陸揚呼出し CYU11 内航船フィーダー 運送陸揚登録 CYU		次期想定運用 積地で新規業務によって搬出処理を実施すると揚地において呼出しを含めた本船単位の処理が可能	
既存業務のみ	CY搬出確認 CY搬出確認 登録 CYO		CY搬入確認 CY搬入確認 CY搬入確認 登録 CYA ※新規業務の利用も可能 その場合は「積地：既存業務」パターンと同様		現行運用 社内システム等の理由により、新規業務の対応ができなくとも、現行のCYO/CYA業務での処理も可能	
積地：既存業務	CY搬出確認 CY搬出確認 CY搬出確認 登録 CYO		※CYO業務で搬出した場合 コンテナ番号の入力を要する 内航船フィーダー 運送陸揚呼出し CYU11 内航船フィーダー 運送陸揚登録 CYU		積地でCYO業務により搬出したコンテナは内航船に積載された状態とならないため、揚地で本船単位の新規業務を実施の際に呼出しCYU11業務の実施不可のため、コンテナ番号の入力が必要	
揚地：既存業務	内航船フィーダー 運送積込登録 CYL		CY搬入確認 CY搬入確認 CY搬入確認 登録 CYA ※新規業務の利用も可能 その場合は「新規業務のみ」パターンと同様		積地で新規業務を実施した場合揚地で既存業務、新規業務いずれも実施可能	

20-1. ACL業務の改善

貨物	海上	第8,11,17回WG	基本IV-8	ACL業務の入力可能文字の改善
----	----	-------------	--------	-----------------

- 荷主連絡先メールアドレス等に「_(アンダーバー)」及び「~(チルダ)」を入力可能とする。
- 荷主連絡先メールアドレスを繰返し項目とする。

詳細仕様検討結果

- ACL01業務及びACL02業務の以下の項目について、「_(アンダーバー)」及び「~(チルダ)」を入力可能とする。
 - 荷主連絡先メールアドレス
 - 荷送人住所・電話番号
 - 荷受人住所・電話番号
 - 着荷通知先住所・電話番号
 - 品名
 - 記号番号
 - インボイス番号(「_(アンダーバー)」のみ対応)
- ACL01業務及びACL02業務の荷主連絡先メールアドレスを3回繰返し項目に変更する。

FAX番号	1		2		3	
荷主連絡先 メールアドレス	1					
	2					
	3					
インボイス番号				荷主セクションコード		
Ref No.				荷主伝送先コード		
Order No.				L/C No.		

20-2. ACL業務の改善

貨物	海上	第8,11,17回WG	基本IV-8	ACL業務の入力項目の改善・ACL業務の入力項目の追加
----	----	-------------	--------	-----------------------------

入力項目の改善：ACL01業務等のシール番号の繰返し数を4から6に変更する。

入力項目の追加：ACL01業務のコンテナ番号に対する「内个数」、「OVER LENGTH」、「OVER WIDTH」、「OVER HEIGHT」の入力項目を登録する。

詳細仕様検討結果

①シール番号欄を4欄から6欄へ変更

001 コンテナ番号

シール番号 1 2 3
4 5 6

個数 荷姿 -

グロス重量 - グロス容積 -

コンテナサイズ コンテナタイプ コンテナ自重 - 設定温度 -

O/L (前) cm O/L (後) cm O/W (左) cm O/W (右) cm O/H cm

内个数 1 レベル 荷姿 -
2 レベル 荷姿 -
3 レベル 荷姿 -

②内个数、レベル、荷姿名、荷姿コードを追加

※繰返し数は3回とする

- ・OVER LENGTH(前) ・OVER LENGTH(後)
- ・OVER WIDTH(左) ・OVER WIDTH(右)
- ・OVER HEIGHT

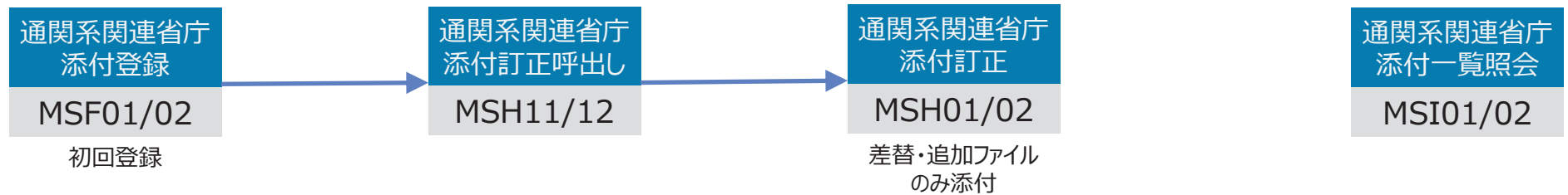
※単位は センチ(cm) としてラベルで表記

＜輸入食品、動物検疫、植物検疫編＞

2 1. 通関係関連省庁添付登録業務(MSF)の改善

食品 動検 植検	航空 海上	第17回WG	基本Ⅲ-5	通関係関連省庁添付登録業務(MSF)の改善
-------------	----------	--------	-------	-----------------------

次期での業務フロー

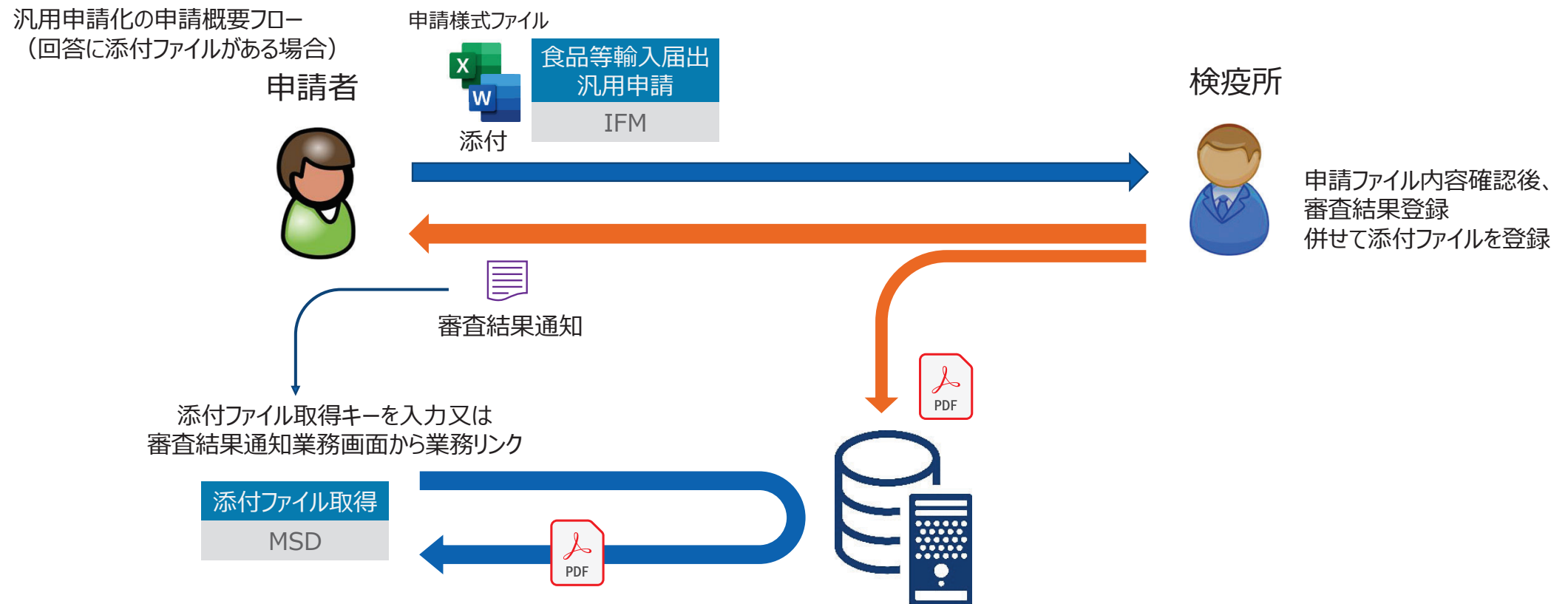


※動物検疫・植物検疫関連については「書類区分」欄を追加し、ファイル毎に書類区分を入力する

<輸入食品編>

2 2 - 1. 輸入食品業務に係る紙申請業務の汎用申請化

食品	航空 海上	第15,19回WG	基本IV-18	輸入食品業務に係る紙申請業務の汎用申請化
----	----------	-----------	---------	----------------------



NACCS
Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System

業務リンク機能を利用する場合の手順

受信した食品等輸入届出汎用申請審査結果通知を受信ボックス上で右クリックし、「帳票電文を業務画面に開く」機能を選択することで画面展開が可能。

展開された画面で右クリック→業務リンク
→MSDを選択すると、MSD業務の画面が展開される。

60

23-1. 見本採取票の電子化

食品

航空
海上

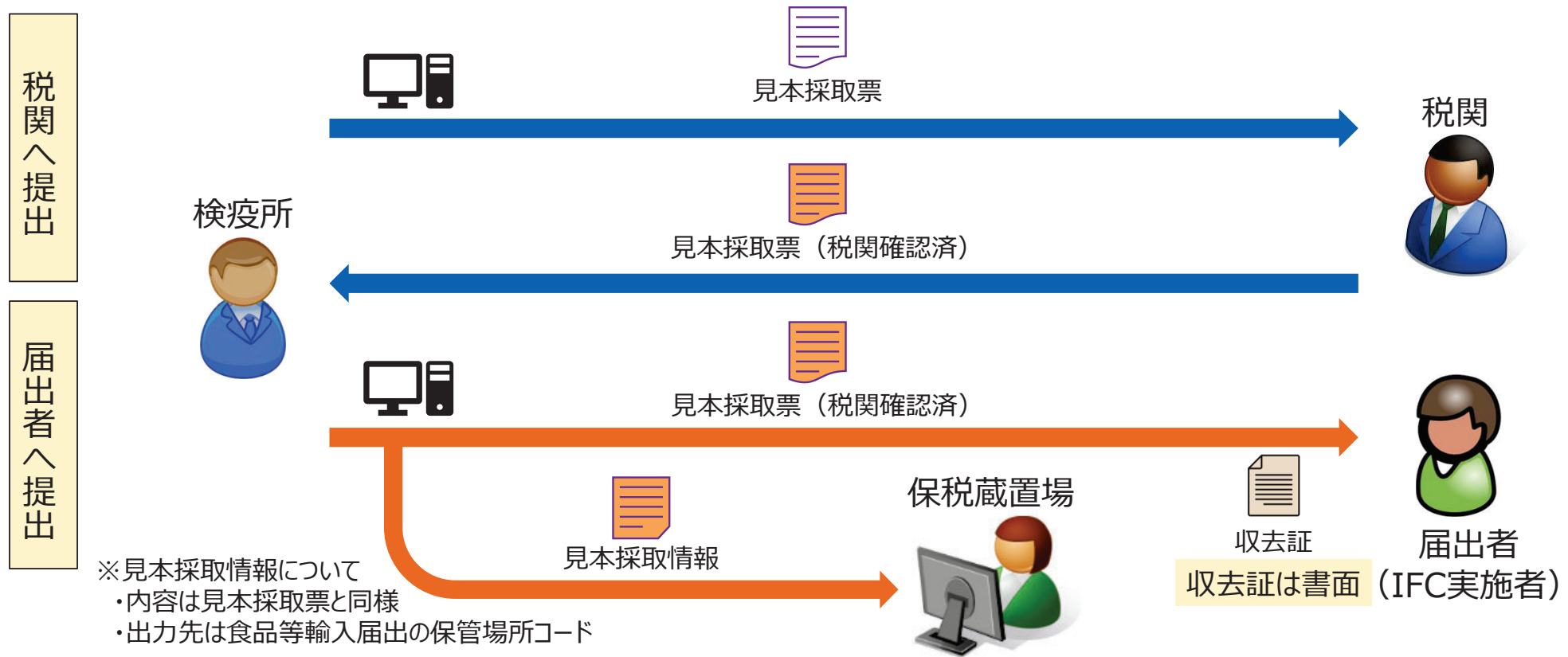
第19回WG

基本Ⅳ-18

見本採取票の電子化

見本採取票（見本採取情報）を税関及び届出者（保税蔵置場）へシステムで帳票出力できるようにする。

詳細仕様検討結果



NACCS
Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System

食品 航空海上 第19回WG 基本Ⅳ-18 見本採取票の電子化

帳票のイメージ

1 / 1

見本採取票

届出者

整理番号 XXXXXXXXX1X-E

XXXX年XX月XE日
JJJE

XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXX
XXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

殿

JJJJJJJE 検疫所食品衛生監視員
JJJJJJJJJJE

食品衛生法第28条第1項（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、検査のため採取したので通知します。

採 取 し た 貨 物	品 名 ・ 銘 柄		数 量	
	JJJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJJ4JJ JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJ7JJJJJJJJJE		NNNNNNNE g	
積載船（機）名		XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE		
蔵 置 場 所		XXXXE XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE		
入 港 年 月 日		XXXX年XX月XE日		
採 取 年 月 日		XXXX年XX月XE日		
B／L 番 号		XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE		
税関官署名	JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJE	確認年月日	XXXX年XX月XE日	
備 考				

見本採取情報

1 /

保税蔵置場

整理番号 XXXXXXXXX1X-E

XXXX年XX月XE日

JJJJ

輸入者 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

届出者 XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE

JJJJJJJE 検疫所食品衛生監視員

JJJJJJJJ1JE

採取した貨物	品 名 ・ 銘 柄		数 量	
	JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJ JJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJ7JJJJJJJJJE		NNNNNNNE g	
積載船（機）名		XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE		
蔵 置 場 所		XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE		
入 港 年 月 日		XXXX年XX月XE日		
採 取 年 月 日		XXXX年XX月XE日		
B / L 番 号		XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE		
税関官署名	JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJE		確認年月日	XXXX年XX月XE日
備 考				

<海上入出港（WebNACCS）>

24-1. WebNACCSのユーザーインターフェースの見直し

UI・端末 航空 海上 第14回WG 基本Ⅳ-10 WebNACCSにおけるユーザーインターフェースの見直し

利便性、操作性等の大幅な向上を目的に、画面遷移、レイアウト、デザイン等について改善を行う。

詳細仕様検討結果

シンプルなデザインに変更

WebNACCS

利用者ID ? XXXXXXXX

パスワード ?

業務カテゴリ選択 海上入出港関連業務

ログイン

©Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System (NACCS) Inc. All Rights Reserved.

次期WebNACCSログイン画面

グローバルメニューの設置
トップページや各種メニューに遷移しやすいようにリンクを配置

文字の視認性向上
携帯端末での利用を考慮し、フォントや文字サイズを見直し

「タイル型」デザイン
申請内容でグループ分けすることで、目的の業務を見つけやすく改善

リンクのボタン表示
携帯端末でもタップしやすいようクリック可能領域を拡大

WebNACCS

各種申請 確認/照会 機能 設定

海上入出港業務 メインメニュー

①ブラウザの戻る・更新・進むボタンは使用しないでください。

各種申請

船舶基本情報等事前登録 (WBX)	外航 (運航情報使用)	外航
船舶基本情報登録 (WBX) [登録] [訂正/削除]	入港前統一申請 (WPT) [登録] [訂正/取消]	入港前統一申請 (WPT) [登録]
船舶運航情報登録 [登録] [訂正/削除]	入港届等 (WIT) [登録] [訂正/取消]	入港届等 (WIT) [登録]
乗組員情報登録 [登録] [訂正/削除]	出港届等 (WOT) [登録] [訂正/取消]	移動届等 (WMR) [登録] [訂正/取消]
旅客情報登録 [登録] [訂正/削除]		出港届等 (WOT)
船用品情報登録 [登録] [訂正/削除]		

内航	港湾管理者業務	ファイル申請 (WF)
船舶基本情報登録 (WBX) [登録] [訂正/削除]	入港料減免・運付申請 (WER) [登録] [訂正/取消]	申請書類へのファイル登録・ファイル添付 [登録]
入港前統一申請 (WPT) [登録] [訂正/取消]	船舶運航動静通知 (WMT) [登録] [訂正/取消]	訂正/取消
入港届等 (WIT) [登録] [訂正/取消]	海側船殻使用許可申請 (WST) [登録] [訂正/取消]	
移動届等 (WMR) [登録] [訂正/取消]	陸側船殻使用許可申請 (WLT) [登録] [訂正/取消]	
出港届等 (WOT) [登録] [訂正/取消]		

次期WebNACCSメインメニュー

[用語説明：WebNACCS・・・Webブラウザを利用して、NACCS業務を実施する処理方式（海上入出港業務等、一部業務のみ実施可能）]

24-2. WebNACCSのユーザーインターフェースの見直し

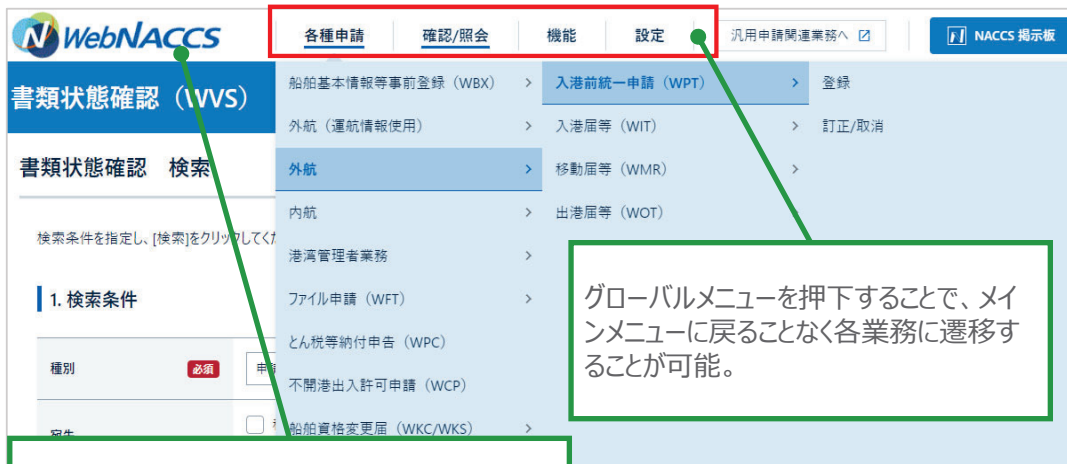
UI・端末 航空 海上 第14回WG 基本IV-10 WebNACCSにおけるユーザーインターフェースの見直し

グローバルメニューの設置

グローバルメニュー：展開前



グローバルメニュー：展開後



ロゴを押下することで、メインメニュー画面に遷移することが可能。

グローバルメニューを押下することで、メインメニューに戻ることなく各業務に遷移することが可能。

日付の入力補助



カレンダーから日付を選択することで入力を可能とする

入力ガイドの設置



エラーの多い項目を中心にガイダンスを表示

※「WebNACCS（海上入出港業務）の改善」については、海上入出港編に記載

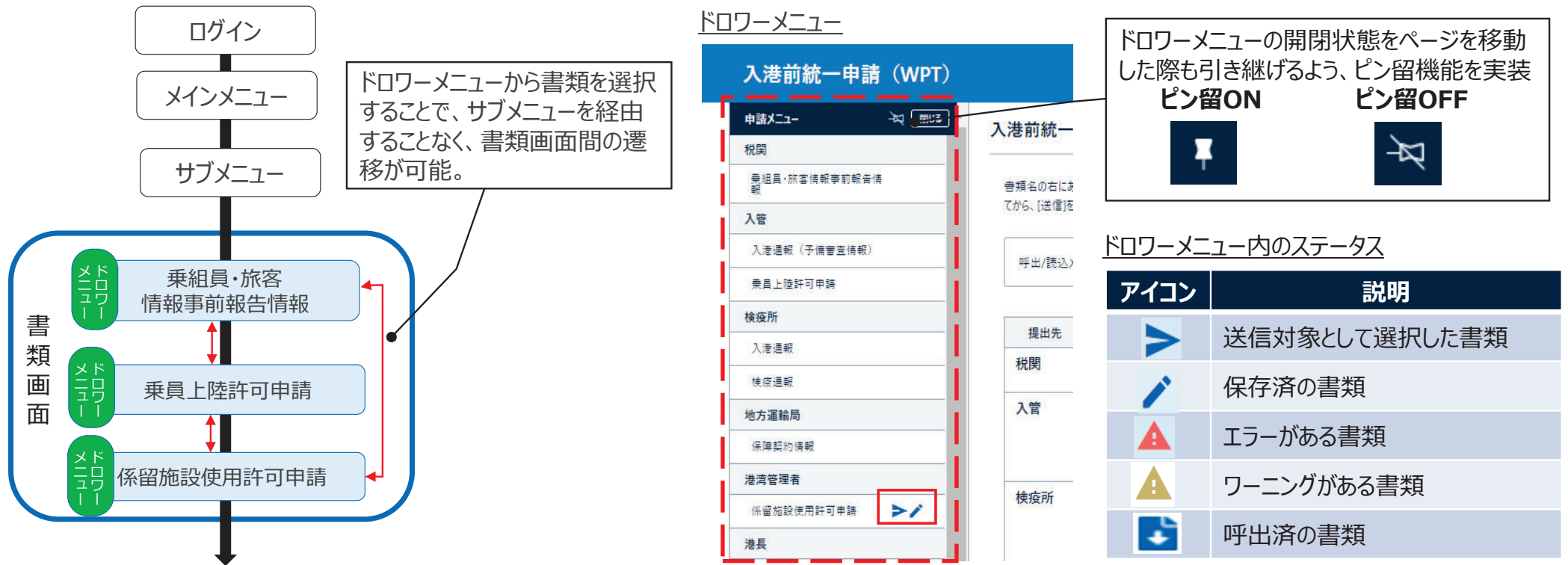
25-1. WebNACCS（海上入出港業務）の改善

入出港 海上 第14,18,19回WG 基本IV-16 WebNACCS（海上入出港業務）の改善

WebNACCS（海上入出港業務）について、利便性、操作性等の向上を目的として改善を行う。

詳細仕様検討結果

①画面遷移の見直し 書類画面とサブメニュー内にドローメニューを設置し、書類画面間のページ遷移機能の強化、書類の作成状態を可視化する。



NACCS
Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System

WebNACCS（海上入出港業務）の改善

書類画面

- ・書類画面上の送信ボタンを削除する。
- ・書類画面にエラーチェックボタンを追加し、書類画面上でエラーチェックを可能とする。

サブメニュー画面でのみ送信を可能とする。

2 5 - 3. WebNACCS（海上入出港業務）の改善

入出港 海上 第14,18,19回WG 基本IV-16 WebNACCS（海上入出港業務）の改善

③エラーチェックの改善 修正すべき箇所が直ぐに分かるように、エラー発生箇所を強調表示する。

サブメニュー画面（エラーチェック後）

申請メニュー

入港前統一申請（外）

書類名の右にある[編集]ボタンから、[送信]をクリックして送信してください。

エラーのある書類の数を表示する

× 2点の書類にエラーがあります。
▲ アイコンが表示されている書類を確認してください。

一時保存番号 SV00234567

提出先	宛先	選択	書類名	操作
税関		☐	乗組員・旅客情報事前報告情報	編集
検査所		☐	検査通知	編集
地方運輸局		☐	検査通知	編集
港湾管理者		☐	係留施設使用許可申請	編集
港長		☐	係留施設使用許可申請	編集
危険物荷役許可申請		☐	危険物荷役許可申請	編集
停泊場所指定願		☐	停泊場所指定願	編集
移動許可申請		☐	移動許可申請	編集
係留施設使用届		☐	係留施設使用届	編集
港内交通規制室		☐	港内交通規制室	編集
事前通報		☐	事前通報	編集
海上交通センター		☐	海上交通センター	編集
事前通報		☐	事前通報	編集

<ドローメニュー>
エラーのある書類には、
▲アイコン表示する

<申請書類一覧>
エラーのある書類は、アイコン表示・表示色を変更する

送信

書類画面（エラーチェック後）

申請メニュー

危険物荷役許可申請

書類の中のエラー件数とエラー項目を画面上部に表示する

× 入力エラーが3件あります。
[XXXXX] 最大喫水の入力が誤っています。最大喫水の形式を訂正してください。
[XXXXX] 危険物の引火点の入力が誤っています。危険物の引火点の形式を訂正してください。
[XXXXX] 危険物のU N N Oの入力が誤っています。0以上の整数で入力してください。

すべて表示

一時保存番号 SV00234567

1. 宛先情報

宛先 必須 東京港長（東京区、東京海上保安部）

2. 船舶情報

船舶コード 必須 SENPAKU01

航海番号（1） 必須 KOUKA0001 航海番号（2） KOUKA0002

最大喫水 必須 9999 m

エラーとなった項目を強調表示する

NACCS
Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System

入出港	海上	第14,21回WG	基本Ⅳ-10	「書類状態確認(WVS)」業務の改善
-----	----	-----------	--------	--------------------

詳細仕様検討結果

- 入出港関連の帳票確認業務は、書類毎にWNC業務とWVS業務を使い分ける必要があったが、入出港関連の帳票確認業務をWVS業務に一本化する。帳票はWVS業務の照会種別「申請情報」、「帳票確認」を利用して取得する。また、WebNACCSの帳票取得可能期間を7日から14日（日・祝含む）に延長する。

書類状態確認 (WVS)

書類状態確認 検索

1. 検索条件

申請情報

申請情報

船舶情報

運航情報

乗組員情報

旅客情報

船用品情報

帳票情報

帳票名称

確認済を除く

税関関連

入港届(転錨届)提出情報

入港届(転錨届)確認通知情報

入港届情報

出港届(転錨届)提出情報

出港許可(転錨届受理)通知情報

とん税等納付申告控情報

2. 検索結果

選択	届出/申請番号	書類名称	税関	帳票確認 済	進捗	船舶コード	船名
☒	XXXXXXXXXX	申請情報提出許可申請書	税関管理	出港	済	XXXXXXXXXX	XXXX
☐	XXXXXXXXXX	船舶情報提出	税関	出港	済	XXXXXXXXXX	XXXX
☐	XXXXXXXXXX	運航情報提出	税関	出港	済	XXXXXXXXXX	XXXX
☐	XXXXXXXXXX	乗組員情報提出	税関	出港	済	XXXXXXXXXX	XXXX
☐	XXXXXXXXXX	旅客情報提出	税関	出港	済	XXXXXXXXXX	XXXX
☐	XXXXXXXXXX	船用品情報提出	税関	出港	済	XXXXXXXXXX	XXXX

3. 帳票取得

照会

「申請情報」検索後の帳票取得

処理状態リンクを押下して帳票取得 (現行WVS業務と同様)

書類を選択し「照会」を押下して帳票取得 (現行WVS業務と同様)

「帳票情報」検索後の帳票取得

書類を選択し「帳票確認」ボタンを押下して帳票取得

照会種別「帳票情報」を選択した場合、「帳票名称」、「確認済を除く」の選択が可能

今後のスケジュール

今後の説明会や試験実施予定等のスケジュールは以下の通りとなります。

No	説明会・試験	予定時期	備考
1	自社システム向け接続試験	2024/12/17~2025/4月末	
2	利用申込等説明会	2025/1月初旬~2025/2月下旬	
3	総合運転試験説明会	2025/5月初旬~2025/6月下旬	
4	総合運転試験	2025/7月~2025/9月	各月約2週間程度での実施
5	移行説明会	2025/9月	
6	更改日	2025/10月中旬	

お知らせ事項

輸出入者コード一覧のNACCS掲示板掲載提供終了のお知らせ

輸出入者コードについては、マイナンバー制度の導入に伴い、第6次NACCS更改（2017年）において、法人番号での入力に変更されました。また、第6次NACCS更改時に未対応となっていた包括保険及びリアルタイム口座への対応についても、2021年度のプログラム変更により、法人番号での対応が可能となりました。

これまでの対応により、輸出入者コードから法人番号への切替が完了したことから、第7次NACCSにおいては、NACCS掲示板にて掲載している輸出入者コード一覧の提供を終了いたします。

ご利用中のお客様におかれましては、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

※JASTPROコード等は、引き続きNACCSにて入力が可能です。

<提供終了となるコード集>

- ・輸出入者コード（JASTPRO発給コード）一覧
- ・税関輸出入者コード（税関発給コード）一覧

なお、輸出入者コードの照会は、以下の方法にて照会いただきますようお願いいたします。

・法人番号の照会

→国税庁法人番号公表サイトで照会（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）

・輸出入者コード、税関輸出入者コードの照会

→「輸出入者情報照会（IIE）」業務での照会

「輸出入者情報照会（IIE）」業務

輸出入者コード	
輸出入者名	

第7次NACCSに関する情報ページ

<第7次NACCSに関する情報>

第7次NACCSに関する情報は、NACCS掲示板の以下URLに掲載しております。
説明会資料やこれまでの専門部会、WG資料等を掲載しておりますので、必要に応じてご参照いただきますようお願いいたします。

■ 第7次NACCSに関する情報ページ

URL : <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/dai7ji/index.html>

NACCS掲示板TOPページの  バナーからご参照ください。



説明会資料の内容を含む説明動画もYoutubeにて掲載しています。

業務仕様書（第7次NACCS見え消し版）、EDI仕様書（第7次NACCS版）の公開について

業務仕様書（第7次NACCS見え消し版）及び、EDI仕様書（第7次NACCS版）をNACCS掲示板「第7次NACCSに関する情報」に掲載しております。

URL : <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/dai7ji/index.html>



FAQ・問合せ先

第7次NACCSに関するお問合せは、以下の「問合せフォーム」よりお問合せください。
なお、よくあるお問合せを 第7次NACCSに関する情報ページ > FAQ・問合せ先ページ にて
公開しておりますので、是非ご確認ください。

■ 第7次NACCSに関するお問合せフォーム

URL : <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/inquiry/v7toiawase/v7toiawase/>



第7次NACCS更改に係る事前質問

第7次NACCS更改に係る事前質問

①サイバーポートとの連携につきまして、今後連携を図る予定もしくは既に連携済み、もしくは全く予定していないのかどうか。

サイバーポートとNACCSは既に連携済みです。具体的には、国際海上コンテナ物流に関する通関関係手続を中心に、NACCSの82業務コード※をサイバーポートから実行することができます。

また、NACCSに申請された入出港届等のデータをサイバーポートに連携して、民間事業者が作成する港湾調査票（国の基幹統計である港湾統計を作成するための調査票）の自動入力に活用されています。

※サイバーポートHPより NACCS連携 対応業務コード（GUI） <https://www.cyber-port.net/ja/function/#link03>

②輸入の延納の納付書は現在「紙」しかも決まった様式の「紙」で出力していますが、第7次からはこれが廃止になると聞いています。ということは荷主に直接なんらかの形で配信されるのですか。それとも通関業者経由になるのですか。後者の場合どのような流れになりますか。

直納の際の納付書様式については第7次においても引き続き、通関業者に出力された納付書情報を専用様式の紙面に印刷する方法のままとなります。（専用様式の廃止はございません）

③IDAに輸入許可後の運送先住所を記載することになりますが、郵便番号から住所が反映させない仕様になったのはなぜですか。これでは郵便番号を入力する意味はありません。郵便番号は必須項目ですか。そうならばしてください。それから電話番号は必須項目ではないですね。

郵便番号からの住所の自動補完に関しては、WGにおいてもご要望頂き検討を行いました。開発規模が大きく補完方法等処理にも課題があるため実装しない事となりました。なお、運送場所の郵便番号欄及び電話番号欄につきましては、いずれも「任意」入力項目となります。追加項目については、関税局・税関からの要請ですので外す事は出来かねます。

④7次NACCSで輸入申告書のフォーマットが大きく変わるが、現在使用のテキストデータからの展開が可能な設定となっているか確認したい。

IDA業務の送信用外部ファイル保存して頂いているテキストファイルは、そのまま第7次用パッケージソフトで展開すると、国内運送先等の追加項目分があり、項目順が異なるため展開する前にファイル内容を修正して頂く必要がございます。

⑤テキスト形式で外部ファイルを取込しているがグリッド化で外部ファイルのレイアウトは修正が必要か。

グリッド化はNACCSパッケージソフトの表示方法の変更となりますので、項目追加等が無くグリッド化のみの変更の場合はテキスト形式の電文の内容に変更はございません。そのため、レイアウトの修正は不要と考えます。

⑥改行機能の追加により、外部ファイルのレイアウトに修正は必要か。

「複数行項目での折り返し可能化」に関するご質問として回答させていただきます。こちら、⑤と同様NACCSパッケージソフトの入力補助機能(スペース埋めをすることによって改行のように見える)の変更であり、電文上は改行が追加されるものではございませんので、外部ファイルのレイアウトの修正は不要と思われます。業務によっては項目追加等によりレイアウトの変更が必要なものもあるかと思いますので、外部ファイルとしてご利用の業務・帳票の7次NACCS変更有無をご確認ください。

MPNセンタ更改に伴う年始のリアルタイム口座振替サービスの 休止について

2024年9月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
システム運用部運用企画課

MPNセンタ更改に伴う年始のリアルタイム口座振替サービスの休止について

MPNセンタ更改に伴い、以下の期間については全金融機関におきまして、リアルタイム口座振替サービス及びマルチペイメントネットワークを利用した関税等納付（MPN納付）サービスがご利用頂けません。以下のサービス休止期間の納付方法につきましては、直納による納付をお願い致します。

なお、直納による納付にあたっては、あらかじめ金融機関へ詳細をご確認ください。

【サービス休止期間】

2025年1月1日（水）20：15～1月3日（金）0：10

【対象金融機関】

全金融機関

（ご参考）

サービス停止時間に納付方法をリアルタイム口座振替として輸入申告（輸入予備申告後の本申告を含む）を行った場合、IDC(輸入申告)業務にて「E0160」エラー（リアルタイム口座は使用できない。）となります。

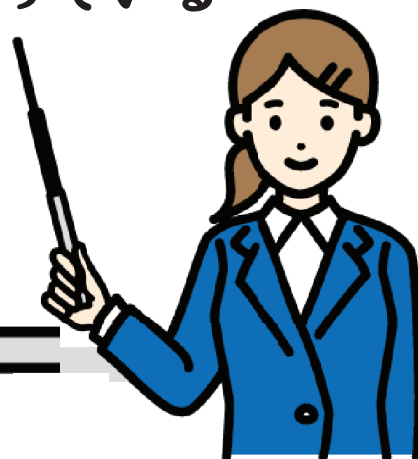
また、口座使用不可通知情報「口座使用不可識別：L（金融機関向け電文送信失敗）」が出力されますので、サービス再開後にROW（リアルタイム口座再引き落とし依頼）業務を実施してください（とん税納付申告については申告を行った税関へご相談ください）。

輸出入申告訂正情報の分析サービス

通関業者の皆さまが輸出入申告訂正業務等の内容を客観的に把握できるサービスです。
「誰が」 「どの輸出入申告等の」 「どの項目を」 「どのように訂正したか」

■ こんなお悩みありませんか？

- ✓ 管理部門にて誤謬の把握・分析ができていない
- ✓ 誤謬の報告漏れが生じてしまっている
- ✓ 誤謬がなかなか減らない



■ サービスの特徴



NACCSだからできる信頼あるデータの提供！

- ・ NACCSで処理された **すべての輸出入申告等の訂正業務の内容** を把握
- ・ 裁量による訂正内容の **社内報告漏れの防止**



管理部門による訂正履歴の把握・分析などの作業負担が軽減！

- ・ 提供形式がCSV形式のため、データ加工により **訂正の原因分析が可能**
- ・ 訂正の原因分析を行うことで、事業所、通関士毎の **訂正傾向を把握**



通関業務の品質の維持・向上や、社内教育へのサポート！

- ・ 再発防止策や業務手順、人員配置を含む **社内体制の見直しの検討材料**
- ・ 自己改善の取組みとして **「生きた教材」** を利用した社内教育への活用

■ サポートツールの活用例をご覧ください

- ・ 申告番号ごとに色分け
- ・ 訂正箇所には色付け
- ・ 上下で比較

- ・ 検索キーによる絞込みも可能
- ・ 訂正項目や、訂正内容をピックアップ

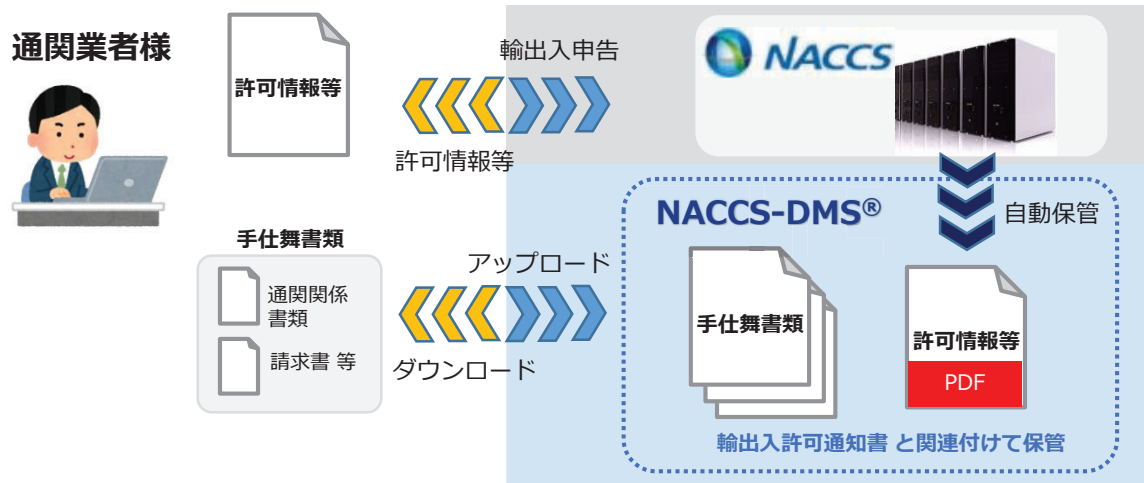


88

NACCS-DMS®

NACCS-DMS®は貿易関連書類を電子データで長期的に保管できるサービスです。

サービスイメージ



サービスの特徴

- ◆ 輸出入許可通知情報等を始めとする通関関係書類を、案件別にNACCSの中の電子保管領域にて電子的に管理し長期保管することができます。
- ◆ 強固なセキュリティ・確実なバックアップ環境を有するNACCSの中に保管するため、重要な営業秘密である情報を安心してお預けいただけます。企業全体の書類を保管できますので、複数利用事業所での保管・検索が可能となります。
- ◆ 本サービスを利用して、通関業務に関する書類を保管した場合は、通関業法上規程されている書類保存の義務を履行したことになります。
- ◆ 月額課金制によるサービス型でのご提供により、お客様のシステム資産のスリム化を実現します。



ご利用料金

料金プランは保管可能件数(輸出入許可件数及びお客様自身で登録される件数)を計算の基礎とします。

共同利用プラン

保管可能件数が2万件までのお客様向けのプランです。

日本通関業連合会経由での申込となり、日本通関業連合会が複数社をグループとして管理します。

保管可能件数	月額(税別)
0件以上 1千件未満	5千円
0件以上 3千件未満	1万円
0件以上 6千件未満	1.5万円
0件以上 1万件未満	2万円
0件以上 1.5万件未満	3万円
0件以上 2万件未満	4万円

ライトプラン

保管可能件数が2万件から4万件のお客様向けのプランです。

保管可能件数	月額(税別)
0件以上～4万件	5万円

スタンダードプラン

保管可能件数が4万件を超えるお客様向けのプランです。

利用開始から積上げで保管していき、各件数帯の保管件数の上限を超えた月から次のプランの料金が適用されます。請求する月額料金の決定にあたっては、当月中の最大値の保管件数を基準とし、その基準に設定された料金を請求いたします。

保管可能件数	月額(税別)
0件以上～15万件未満	7.5万円
15万件以上～16万件未満	9.5万円
16万件以上～17万件未満	11.5万円
17万件以上～18万件未満	13.5万円
18万件以上～30万件未満	15.5万円
30万件以上～31万件未満	19.5万円
31万件以上～32万件未満	23.5万円
32万件以上～33万件未満	27.5万円
33万件以上～66万件未満	30万円
67万件以上～	※

※67万件を超える件数を保管する場合には、ご相談ください

お問い合わせ先

詳しくはNACCS掲示板を
ご覧ください



一般社団法人 日本通関業連合会
Japan Customs Brokers Association

一般社団法人日本通関業連合会 業務部

電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課
メール solution-pro@naccs.jp



NACCS DMS

サービスイメージ

NACCS情報プラザ®とは、国際物流・貿易業界の皆さまにとって有益な情報をNACCS掲示板に掲載し、皆さまにお役立ていただくサービスです。

自社のサービスや
コンテンツを広く
周知したい・・・



情報を掲載する



簡単に情報を
収集したい・・・



情報を見る

1週間あたりのアクセス数がTOPページ1万3000件・全体10万件の
NACCS掲示板に情報を掲載すれば、
国際物流・貿易業界の関係者に効率よく周知・紹介できる！

NACCS掲示板を見れば、複数のウェブサイト等を検索することなく、
効率よく情報収集や社内周知をすることができる！

掲載場所

NACCS掲示板TOPページ上部にある「NACCS情報プラザ」バナーをクリック！



NACCS情報プラザ™について ◆研修・セミナーの開催案内 ◆資格・免許・検定の案内 ◆書籍の紹介 ◆業界誌の紹介 ◆システムの紹介 ◆サービスの紹介 > 情報掲載について (掲載ご希望の方はこちら) 相談窓口・ご要望・ お問い合わせ先	国際物流・貿易に関するサービスの紹介 ABC株式会社  貿易関連書類 電子保管業務 (NACCS-DMS®) DEF株式会社  輸出入申告訂正情報の 分析サービス (誤謬削減に!) GHI株式会社 JKL株式会社	
---	---	--

掲載情報募集中！

NACCS情報プラザ®では、国際物流・貿易業界の発展に寄与する以下の情報を掲載いただける企業様・団体様等を募集しております。

- ◆研修・セミナーの開催案内 ◆資格・免許・検定の案内 ◆書籍の紹介
◆業界誌の紹介 ◆システムの紹介 ◆サービスの紹介

掲載期間	情報掲載料(税別)
1 か月	30,000円
3 か月以上	情報掲載料（30,000円×月数）から5%割引
6 か月以上	情報掲載料（30,000円×月数）から10%割引
9 か月以上	情報掲載料（30,000円×月数）から15%割引
12か月以上	情報掲載料（30,000円×月数）から20%割引

お問い合わせ先